

特集

多様化する弁護士活動

多様化する弁護士の活動

伝統的な弁護士のあり方は、裁判所の近くに事務所を設け、主として裁判における代理人・弁護人活動を行い、従として裁判外での個別具体的な事件についての交渉や契約書等のチェックなどを行うものとしてイメージされてきた。現在でも、多くの弁護士にとって法廷活動は業務の中心であるものの、昨今の社会経済情勢の複雑化に伴い派生する多様な法的ニーズに対応するため、弁護士の取り扱う業務分野・領域は広く拡充しつつある。そのため、弁護士の活躍する場は民間法律事務所にとどまらず、その専門性や経験を生かし、企業、官庁、地方自治体など組織内で活躍するもの、ADRや国際活動に従事しているもの、法科大学院での教育に携わるもの、公設事務所への赴任や法テラスのスタッフ弁護士として働くものなど、実に多岐にわたっている。このような変容は、弁護士の就業のあり方に複数の選択肢をもたらし、従来の伝統的なキャリアパスとは異なる働き方を選択する弁護士もみられるようになった。

今回の特集は、上記のような多様な業務分野・領域で活動する弁護士の実態についての統計報告である。また、現場で意欲的に活動する弁護士へのインタビュー取材を通じて、その仕事ぶりや生の声を紹介するものである。

組織内弁護士として働く弁護士

弁護士活動の多様化にともない、企業、中央省庁、地方公共団体等の組織において、弁護士としての専門的知識や経験を活かして活躍する弁護士も増えている。「組織内弁護士」とは、官公署又は公私の団体において職員若しくは使用人となり、又は取締役、理事その他の役員となっている弁護士をいう（弁護士職務基本規程第50条）。

本章では、組織内弁護士の活動状況、実態について紹介する。

【組織内弁護士の形態】

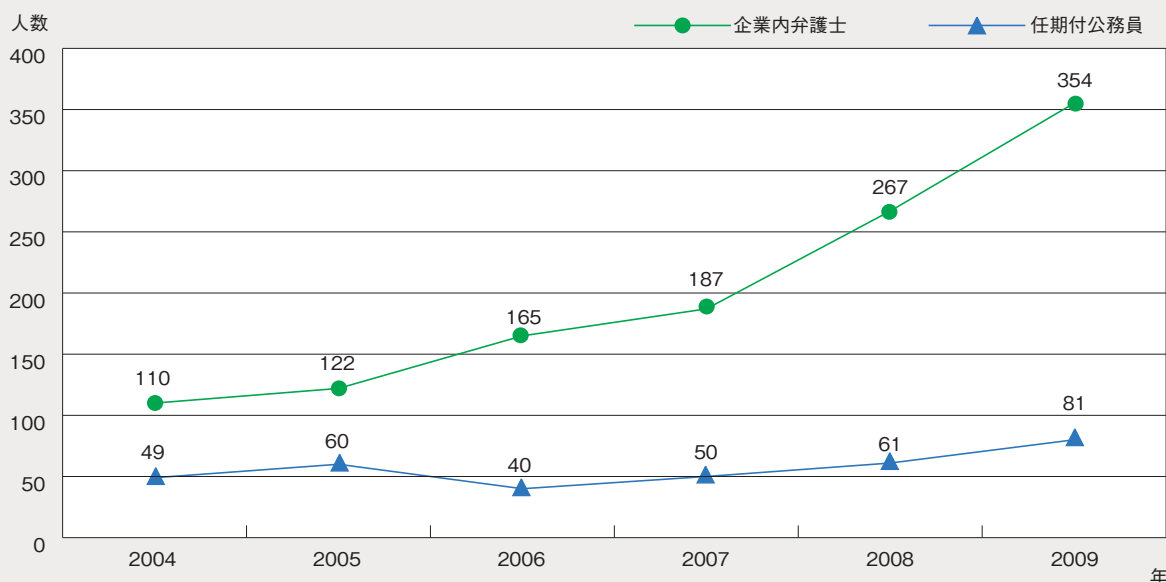
企業内弁護士：企業の従業員、使用人、役員として職務を遂行している弁護士
（社内弁護士と呼ぶ場合もある）

任期付公務員：法律条例に基づき（6頁参照）、中央省庁等や地方公共団体において、任期付きで採用された職員

1 組織内弁護士の現状

全国の企業内弁護士数は、2009年6月末日現在で354人であり、5年前の2004年と比較すると、約3倍に増えている。

一方、任期付公務員数は、2009年6月1日現在で81人となっており、近年増加傾向にある。



- 【注】 1. 企業内弁護士数は、日弁連データをもとにJILA（日本組織内弁護士協会）調べによるもの。各年の調査年月については、次頁「弁護士会別企業内弁護士数の経年変化」の表参照。
2. 任期付公務員数は、日弁連調べによるもので、調査年月について以下のとおり。2004年8月、2005年5月、2006年12月、2007年～2009年は6月現在。

2 企業内弁護士

1. 企業内弁護士の状況

弁護士会別の企業内弁護士数の経年変化を見ると、2001年の64人から徐々に増加し、2009年には5倍以上の354人となっている。2009年を見ると、東京、第一東京、第二東京の東京三会の合計が314人と圧倒的に多く、それ以外の弁護士会の合計は40人となっている。

■ 弁護士会別企業内弁護士数の経年変化 ■

	2001 9月	2002 5月	2003 3月	2004 3月	2005 5月	2006 12月	2007 6月	2008 6月	2009 6月
全国計	64	79	90	110	122	165	187	267	354
東京	9	14	15	26	29	46	50	78	123
第一東京	24	27	28	32	36	53	60	81	99
第二東京	29	36	41	45	48	51	57	80	92
【東京計】	62	77	84	103	113	150	167	239	314
福島県	0	0	1	1	1	1	1	1	1
横浜	0	0	0	0	1	2	2	1	1
静岡県	0	0	0	0	1	1	1	1	2
愛知県	0	0	1	1	0	0	0	1	2
岐阜県	0	0	0	0	0	0	0	0	1
三重県	0	0	0	0	0	0	0	0	3
大阪	2	2	3	3	3	6	9	17	20
兵庫県	0	0	0	0	0	1	2	2	3
京都	0	0	0	1	2	3	3	1	3
広島	0	0	1	1	1	1	1	1	1
福岡県	0	0	0	0	0	0	1	3	3
【東京以外計】	2	2	6	7	9	15	20	28	40

【注】 1. 上記表は、日弁連データをもとにJILA（日本組織内弁護士協会）調べによるもので、調査月中の変動等による誤差を含む可能性がある。

2. 勤務先の企業所在地を事務所所在地として日弁連に登録している弁護士のみを計上している。

3. 対象には株式会社、相互会社、外国会社の日本支社、特殊法人、公益法人、事業組合、学校法人、国立大学法人等を含む。

2. 新規登録弁護士における企業等の組織内に就職したと思われる者

新規登録弁護士における割合を見ると、2009年2月現在で、現61期及び新61期を合わせて3.15%となっており、従来は経験弁護士が中心であったが、新人弁護士の割合も増えていることがうかがえる。

■新規弁護士の組織内弁護士就職状況■

修習期	弁護士一括登録日	弁護士数	時点	組織内 弁護士数推計 【注2】	割合	
59期	2006.12.3 2007.1.23	1,266	2007.5.8	11	0.87%	
60期	現 2007.9.5	1,247	2007.11.11	9	0.72%	1.33%
	新 2007.12.20	853	2008.2.6	19	2.23%	
61期	現 2008.9.3	538	2008.10.1	10	1.86%	3.15%
	新 2008.12.18	1,528	2009.2.3	55	3.60%	

- 【注】 1. 日弁連調べによるもの。
 2. 組織内弁護士数推計：事務所名がなく、事務所住所等に「会社」等が入っているものを計上。組織内弁護士数推計値は、一括登録日以降も多少増える場合がある。

3. 企業内弁護士が多く所属する企業

企業内弁護士が多く所属する企業の上位20社では、証券会社等の金融関係が多い傾向にあり、また、外資系企業の割合が高い。

■企業内弁護士が多く所属する企業（上位20社）■

(2009年6月末日現在)

順位	企業名	人数
1位	パナソニック株式会社	8
1位	三菱商事株式会社	8
1位	第一生命保険相互会社	8
1位	日本アイ・ビー・エム株式会社	8
5位	ゴールドマン・サックス証券株式会社	7
5位	日本GE株式会社	7
5位	モルガン・スタンレー証券株式会社	7
8位	メリルリンチ日本証券株式会社	6
8位	株式会社三井住友銀行	6
8位	日本放送協会	6
11位	マイクロソフト株式会社	5
12位	UBS証券会社	4
12位	アメリカンファミリー生命保険会社	4
12位	ドイツ証券株式会社	4
12位	パークレイズ・キャピタル証券株式会社	4
12位	フロンティア・マネジメント株式会社	4
12位	みずほ証券株式会社	4
12位	ヤフー株式会社	4
12位	大和証券エスエムビーシー株式会社	4
12位	日本債券回収株式会社	4

- 【注】 1. 上記表は、日弁連データをもとにJILA（日本組織内弁護士協会）が2009年6月末から7月に行った調査によるもので、調査期間中の変動等による誤差を含む可能性がある。
 2. 勤務先の企業所在地を事務所所在地として日弁連に登録している弁護士のみを計上している。
 3. 対象には株式会社、相互会社、外国会社の日本支社、特殊法人、公益法人、事業組合、学校法人、国立大学法人等を含む。

3 任期付公務員の状況

任期付公務員は、中央省庁等において、専門的な知識経験又は優れた識見を有する人材を行政の外部から任期を定めて採用し、必要な場合には特別な俸給表を適用することにより適切に処遇することを可能とする制度として、「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」の施行に伴い、2000年11月から導入されている。

また、地方公共団体の一般職職員についても、2002年7月から、「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」が施行され、各自治体の条例で定めるところにより前述と同様の任期付職員の採用を可能とする制度がスタートしている。

従来弁護士は原則として報酬のある公職を兼ねることができなかった（弁護士法旧第30条第1項）ため、弁護士が資格を持ち官公庁等で働く場合は、非常勤職員もしくは弁護士登録を取消して公務員となるしかなかった。こうした中、国家公務員、地方公共団体における任期付公務員制度が導入され、その後、弁護士法第30条の改正（2004年4月1日施行）によって、弁護士が報酬のある公職を兼ねることができるようになった。具体的には、弁護士の公務就任の制限（弁護士法旧第30条第1項・第2項）が撤廃された。

下記表は2009年6月1日現在、日弁連が確認している公職に従事する弁護士の勤務先省庁等である。

府 省 名	官 職	人数 (内女性数)
内閣府	国民生活局総務課課長補佐	2
	国民生活局消費者企画課消費者団体訴訟室室長	1
	国民生活局消費者企画課消費者団体訴訟室課長補佐	1
	国民生活局企画課課長補佐	1
	計	5 (1)
公正取引委員会	審判官	2
	経済取引局企業結合課（官房総務課審決訟務室併任）企業結合調査官（主査）	2
	経済取引局企業結合課企業結合調査官（主査）	1
	審査局管理企画課審査専門官（主査）	1
	審査局管理企画課審査専門官	1
	審査局第一審査（第四審査併任）審査専門官（主査）	1
	審査局第三審査（同局管理企画課併任）審査専門官（主査）	1
	審査局第五審査（経済取引局取引部消費者取引課景品表示監視室併任）審査専門官（主査）	1
	経済取引局総務課経済調査室（同局同課企画室併任）室長補佐	1
計	11 (5)	
金融庁	検査局総務課専門検査官	2
	検査局総務課金融証券官	2
	総務企画局企業開示課専門官	2
	総務企画局市場課主査	2
	総務企画局市場課専門官	1
	監督局銀行第一課課長補佐	1
	監督局保険課課長補佐	1
	公認会計士・監査審査会会長	1
	証券取引等監視委員会事務局主任証券調査官	1
	証券取引等監視委員会事務局課徴金・開示検査課課長補佐	1
	証券取引等監視委員会事務局市場分析審査課課長補佐	1
	証券取引等監視委員会事務局証券検査課課長補佐	1
	総務企画局企画課調査室専門官	1
	総務企画局企業開示課課長補佐	1
	審判官	1
計	19 (4)	

1 組織内弁護士として働く弁護士

府省名	官職	人数 (内女性数)
法務省	民事局総務課（民事局付併任）法務専門職	5
	大臣官房司法法制部司法法制課法務専門職（内閣官房副長官補付併任）	1
	大臣官房民事訟務課（民事訟務課付併任）法務専門職	1
	大臣官房民事訟務課（行政訟務課付併任）法務専門職	1
	東京法務局訟務部（訟務部付併任）上席訟務官	1
	東京法務局訟務部（訟務部付併任）訟務官	1
	計	10 (3)
外務省	国際法局経済条約課（社会条約官室併任）外務事務官（課長補佐）	6
	経済局経済連携課外務事務官（課長補佐）	1
	経済局国際貿易課知的財産室外務事務官（課長補佐）	1
	経済局世界貿易機関（WTO）紛争処理室外務事務官（課長補佐）	1
	国際協力局地球環境課気候変動室外務事務官（課長補佐）	1
	在中華人民共和国日本国大使館外務事務官（一等書記官）	1
	計	11 (9)
財務省	近畿財務局理財部審査業務課金融証券検査官	3
	関東財務局理財部金融証券検査官	2
	関東財務局証券検査官	2
	近畿財務局理財部金融証券検査官（審査業務課併任）	1
	東海財務局証券検査官	1
	計	9 (2)
国税庁	東京国税局調査第一部国際税務専門官	2
		計
経済産業省	経済産業政策局産業組織課課長補佐	2
	経済産業政策局競争環境整備室室長補佐	1
	経済産業政策局知的財産政策室課長補佐	1
	通商政策局課長補佐	1
	産業技術環境局技術振興課課長補佐	1
	製造産業局模倣品対策・通商室専門官	1
	商務情報政策局商務課金融証券検査官	1
	商務情報政策局商務流通グループ取引信用課課長補佐	1
	計	9 (4)
特許庁	総務部総務課工業所有権制度改正審議室法制専門官	1
		計
国土交通省	大臣官房運輸安全監理官付運輸安全調査官	1
		計
文化庁	長官官房著作権課著作権調査官（著作物流通推進室国際交流推進専門官併任）	1
		計
神奈川県逗子市	総務部参事（法制担当）	1
		計
三重県名張市	総務部総務室副参事	1
		計
	総計	81 (31)

【注】 1. ()内は、内女性数である。
 2. 2009年6月1日現在で弁護士登録をしている者のみを計上している。

4 企業内弁護士の1日

企業内弁護士として現在活躍する3人の弁護士のある1日を紹介する。企業内弁護士は、その経験年数によって業務内容が大きく異なるとされているため、ジュニア（新人）、中堅、シニア弁護士の3人についてそれぞれ取材を行った。

	【ジュニア】 〔弁護士経験1年～7年程度〕 上田 大輔（大阪弁護士会）	【中 堅】 〔弁護士経験8年～20年程度（課長職）〕 平泉 真理（大阪弁護士会）	【シニア】 〔弁護士経験20年以上（法務部長職以上）〕 本間 正浩（東京弁護士会）
7:00	7:30 起床	7:00 起床。朝風呂に入り、ニュースを見ながら簡単な朝食を取る。	
8:00	「とくダネ！」を観ながら、朝食&出社準備。		
9:00	9:30 日経新聞を読みながら出社。到着後、メール&Google News等をチェック。当社の業務に関する記事等があれば、社内のSNSで紹介したりする。	9:30出勤。フレックスタイム制なので、朝早い人たちはもう既に一仕事終えている様子。まずはメールをチェックし、社内ニュースや業界紙に目を通す。	出勤。E-mail処理。
10:00	10:30 モバイル配信をする際の権利処理についての相談。	溜まっている契約書審査や、法律相談などを片付ける。そうこうしているうちに新規の相談もメールや電話で舞い込んでくる。込み入った話のようであれば、当該依頼者と直接会って話を聞く。	週1回の経営会議。社長とその直属のオフィサーが集合し、全社的な問題について、議論をする。会社の状況や方向性を知るのに、重要な機会である。オフィサーの一員として、ビジネス問題も含め、法務問題に限定することなく議論に参加することを求められる。ある新規ビジネスの話の中で、法的問題が関係するにも関わらず、私の耳に入っていなかったものがあって、思わず背中に冷や汗が走る。誰も言い出しませんようにと祈るが、だいたいこういうときの常で同僚の1人が「これは法的に大丈夫なのか」と聞いてくる。仕方なく「このことは知らないのでフォロー・アップする」旨答えるが、何をやってるんだとばかりに私を睨めつける社長の目の冷たいこと…（能動的に問題を見つけに行くのが仕事なのだ）。他にも私の知らなかったことがあったが、幸いにも指摘されずに終わる。
11:00	締切間近の契約書のドラフト・修正作業。なるべく、担当者から直接話を聞いてからドラフト・修正するようにしておかないと、今までの運用の理解が不十分なままで取り組んでしまい、後で余計な時間がかかってしまうことがある。日頃、なぜこのような運用がなされているのかを法務担当の上司に質問し、教えてもらっているのので、（徐々に）色んな業務にもスムーズに取り組むことができるようになってきている。		
12:00	昼食。1人で食べるときは、カフェテリア（食堂）でささっと食べて、机に戻って最近の判例を読んだりしている。週に1、2回は、会社の上司や他部署の人と外に出てランチ。ランチは重要な情報交換とリフレッシュの場。	会社の同僚たちとランチ。同じ部署の5、6人で食べることが多い。気分転換のための貴重な時間なので、仕事の話はあまりしない。	自席に戻って、経営会議での発見について、それぞれ所管部門を担当している部下を呼んで話を聞く。指摘された件については、部下はすでに相談を受けていて、調査の上回答したが、大きな問題とは思わず、私に報告しなかったとのこと。納得がいったのでほっとする。1つについては、担当者も知らないとのこと。放置はできないので、対応について話し合う。私の方から担当オフィサーに話をもっていくことも考えたが、今回は担当者から現場レベルで話を聞くことにする。そうこうしているうちに12時半になってしまったので、今日も外へ行けない、と嘆きながら階下のコンビニでおにぎりを買ってきて、これを食べながらE-mail対応。
13:00	週に1度、著作権の担当部署の部会に出席。この会では、番組制作委託契約や出演契約などの進捗状況と検討課題について報告がなされる。最近気になる判例等があれば、この場で指摘するようにしている。他部署の部会に出るのは私にとって、現場を知るいい機会。	上司（法務・特許・コンプライアンス担当部長）との定期ミーティング。自分と部下の業務状況について報告し、重要案件については処理方針について承認を求める。社内研修などの企画やチーム内の人事や予算について協議することもある。	ある個別案件についてビジネス側から招集された会議に担当の部下とともに参加。できるかぎりその場での結論が求められるので気が抜けない。

1 組織内弁護士として働く弁護士

14:00	DVDの製造・販売に関する契約書に関する相談。DVD化にあたって気になる法的リスク(著作権・肖像権など)の有無や低減策を指摘する。	他部署と電話をしている部下の様子が漏れ聞こえてくるが、どうやら聞こえている様子。問題はないか声をかけ、必要に応じて相談に乗る。	会議の予定が入っていなかったで、この時間に外部弁護士からの請求書数通をチェックする。例によって金額の高さに目が点になる。しかし、請求書に添付されたタイムシートを見ても、結果に照らして過度の作業を見出すことができなかったで、溜息をつきながらも承認決裁。 14:30 今日の夕方に予定されている社長との案件会議の準備。この件については外部弁護士から20ページの法律意見書が届いているが、会議で議論しなければならない種々の事項の量からして、私が見えるパワーポイントページは1枚、時間はおそらく5分程度。その中でリスクとそれがどの程度深刻なのか、社長に理解してもらわなければならない。
15:00	会社のリスクマネジメント体制整備に関する打ち合わせ。	あるプロジェクト案件につき、他部署主催の会議に招かれる。進捗状況につき報告を受けるだけのことも多いが、認識されていない問題点に気づいて指摘することも。突然役員の部屋へ呼ばれ、意見を求められることもある。また、重要な法律問題がある場合など、他部署のキーパーソンを連れて外部法律事務所へ相談に赴くこともある。	以前より法務部内で検討中のある法的問題について部内で議論。これに対する対応策を練るには、複数の部門間の協調行動が必要のようである。 結局、関係者を一堂に集めた会議を私の名前で招集して、部門横断の対応チームを作ってもらうことが必要ということになる。部下に対しては各担当部門に対して会議の趣旨を事前に説明しておくように指示。 緊急依頼のあった苦情対応の会議。説明を聞いたうえで対応策を指示する。いつものこととはいえ、次から次へと結論を求められる会議が続くと、そのたびに頭を切り替えるのが大変である。 数人の部下からその担当案件について相談を受ける。
16:00	原作使用許諾契約について、相手方から修正案が戻ってきたので、担当者として打ち合わせ。許諾範囲について、双方の理解に食い違いがあると思われたので、もう一度整理したうえで、あらためて条項案を提示することに。	デスクに戻ると、いつの間にか日弁連や弁護士会の委員会、組織内弁護士協会関連のメールが溜まっている。必要に応じて適宜レスポンスをする。	対応中のある案件について、関係する部長のところへ行って根回し。 先に準備していたプロジェクト決済についての会議。準備の甲斐あって、社長にもリスクの程度を十分理解してもらえたようである。
17:00	急遽、出向に関する相談を受ける。相談内容を聞いても、問題点がよく分からないので、事実整理とリーガルリサーチをした上で明後日までに回答しますと返事。	海外のグループ会社に関係する案件について、グループ本社法務部(ドイツ)に国際電話。相手も弁護士なので理解が早い。	ある案件について依頼していた法律事務所からの法律意見書が届いたのでレビュー。担当パートナーに電話して、私のコメントを伝えて、修正を依頼。
18:00	テレビ番組製作等に関する打ち合わせ。相手方から戻ってきた契約書を現場担当者と一緒に確認。再度、法務で手直ししてから相手方に提案することにする。	弁護士会館での研修に参加。体系的に法律知識を習得する機会が少ないため、各種研修には積極的に参加するようにしている。	部内経費についての承認申請の処理。 部下から担当案件についての相談を受ける。
19:00	先ほどの打ち合わせで確認した点を修正する。相手方に確認してほしい点を箇条書きにして、担当者にメール。		明日予定の法務部内会議の準備。通常の担当割では決められない案件がいくつかあり、その担当者をだれにするか、それを部員にどのような説明をして、コンセンサスを作るか…。
20:00	20:30 同じ部署の上司らと近くの居酒屋へ。	研修終了後、直帰。時には研修会場で出会った友人と飲みに行くことも。	E-mail対応。 部下とビジネスとのやり取りで疑問が生じたので、その部下を呼んで説明を聞く。いくつかの質問には自分で打ち返す。別のもは部下に対応を指示 etc…。 未読E-mailの数はなかなか減らない。 「賽の河原の石積み」だね、こりゃ…。
21:00	メディア法について、熱く議論。	研修などのない日は19:00から21:00の間に退社することが多い。緊急の案件が入って終電を逃すこともごく稀にだがある。	退社。
22:00	会社の歴史やテレビ番組など雑多な話に流れていったところで呑み会終了。	自宅に着いたら極力仕事を忘れてリラックス。	22:30 帰宅。風呂の後、自分の資料整理とか、弁護士会関係のE-Mail対応とか資料作りなどをだらだらやる。
23:00	23:00頃帰宅。「グータンヌーボ」を観て就寝。	美容と健康のために1:00までには就寝するよう心がけている。	

5 任期付公務員インタビュー

特許庁での2年間

福田 知子 (第二東京弁護士会)

平成18年8月から平成20年7月まで、特許庁総務部総務課工業所有権制度改正審議室にて、法制専門官(任期付公務員、課長補佐相当)として勤務しました。平成13年弁護士登録(54期)、原後綜合法律事務所にて約3年間勤務後、約2年間の米国研修を経て、特許庁入庁。その後、協和発酵キリン(株)知的財産部を経て、現在、同社法務部にて社内弁護士として勤務しています。

特許庁では、特許法をはじめとする産業財産権法の改正作業を担当し、その準備的な審議会の運営、法制局や国会関係の対応などに携わったほか、庁内各部署からの法律相談に対応すること(ときには長官から意見を求められることも)が主な仕事でした。所属した制度改正審議室は、経済産業省から来ている室長、班長、係長のほか、特許・商標・意匠審査官が各1~2名と事務系職員が5~6名、そして弁護士の法制専門官が1名という、色々な職種の人たちが集まる部署でした。

振り返ると、法律の制定過程に関わることができ、その内容も専門性が高く知的好奇心を満足させてくれるものでしたし、四六時中一緒に仕事をした同僚の皆さんとの一体感もあり、とても充実した経験をさせていただくことができたと思っています。

以下、特許庁在職中のある1週間(時期によって仕事の内容や忙しさに違いはありましたが、比較的忙しい時期)について、振り返りました。

1. 月曜日

午前9時15分登庁。午前10時、〇〇化学へ。今週木曜開催の、特許法等の改正に向けた審議会ワーキンググループ(WG)委員への事前説明。WGの最終回となるため、主に報告書案に基づいて説明。帰庁後、報告書案について班長と打ち合わせ。お昼休みをはさみ、午前中に検討した報告書案中の論点について整理ペーパーを作成。4時、班長と法務省民事局へ。担当者に報告書案を説明。担当者は偶然にも同期の裁判官。帰庁後、報告書案について寄せられたパブリックコメントについて、班長、特許審査官と検討。夕食後、法制局資料(改正する条文案等について内閣法制局の審査を受けるため、法制局に提出する資料)について班長と検討。午後10時半頃帰宅。

2. 火曜日

午前10時、室長、班長とともに〇〇法律事務所へ。WGの座長である委員(弁護士)への事前説明。WG当日の進行は座長が行うため、時間配分等、進行についての打ち合わせも行う。午後1時半、室長とT大学へ。知的財産法の先生への事前説明。その後3時から、別の先生への事前説明。大学を訪れる機会が多いが、卒業以来で懐かしい。帰庁後、今日の事前説明の中でいただいたご指摘を踏まえ、報告書案の内容や書き方を修正すべきか、室長、班長と検討。法務省からメールにて意見が届く。夕食後、法務省からの意見について、班長と打ち合わせ。方針を決め、メールを返信。昨日作成した論点整理ペーパーを基に、班長と論点を再検討。その間、別案件のパワーポイント資料の内容確認など。午前0時頃、終電で帰宅。

3. 水曜日

午前9時、W大学へ。民法の先生への事前説明。制度設計の考え方について貴重なアドバイスをいただく。11時、〇〇電気に移動、同じくWG委員への事前説明。帰庁して昼食後、委員からのご指摘を踏まえ、報告書案について検討。午後3時から、法改正案の内容についての庁内説明会。業務の変更点について関連部署に説明。その後、WG資料について最終的な確認作業。6時半、WIPO(世界知的所有権機関)に出張した職員より調査結果の報告を受ける。その後WG資料につき室長の確認も済み、あとはコピー、会場設営等の作業となる。夕食後、WG委員からの質問についてメールを作成、送信。午後11時頃帰宅。

4. 木曜日

午前9時半前に登庁、10時から12時、ワーキンググループに出席。無事報告書案が承認され、一安心。基本的には、この報告書に基づいて法改正を行うことになる。午後2時過ぎ、担当参事官から呼び込みがあり、法制局へ。審査では、参事官に提出してある条文案について過不足や矛盾点を指摘され、その場で説明するか、「ツケ」(役所用語で宿題といったところ)として持ち帰る。法制局審査は、利害調整などではなく理屈がものを言う世界で、緊張感と同時に楽しさもある。7時過ぎに審査終了。庁に戻り、室内で分担を割り振り、「ツケ返し」(参事官等の疑問点等への回答)資料を作成。室内でお弁当を注文し、タイミングを見て食べつつ、作業。午前2時過ぎにタクシーで帰宅。

5. 金曜日

終日、法制局資料作成。他部署から法律相談の依頼があったが、法制局対応中で余裕がないため、来週にしよう。担当の論点について、各自作業。もっとも、他の担当者の論点についても、込み入ったものなどは、すべて法制専門官である私も一緒に考えて方向性を決めていくことになるなど、随時ディスカッションをしながらの作業である。また、限られた時間と体制の中、分担自体、臨機応変に変更され、書きかけのペーパーを他の人が引き継ぐことも。お昼休み後、午後から夜、深夜にかけて、室内にて、論点の検討、資料作成。夕食は皆で釜飯弁当を注文。翌日土曜日、班長以下、室内の法案担当者は皆出勤することとなり、作業を切り上げて午前3時頃タクシーにて帰宅。今日は役所に泊まる人もいると思う。

6. 土曜日

本来はお休みであるが、法制局資料作成のため法案担当者は皆、出勤。私は午後2時頃出勤。土曜日であるうえに、この日は誕生日だったので、何とも言えない気分で出勤したが、同僚がケーキを買ってきてくれた(涙)。夕方、紅茶を入れて皆でケーキをいただいて癒されたところで、また仕事に戻る。資料提出の目処がついて、明日は基本的に出勤しなくてもよい見込みとなり、一同ホッとする。午後10時頃帰宅。

名張市役所に勤めて

中谷 大介 (三重弁護士会)

三重県名張市に平成21年5月1日付で採用され、名張市役所本庁内にて、総務部総務室の副参事として執務をしております。主な業務内容としては、市役所内の各部・各室が直面している法律問題に対する相談、例規業務、各種契約書等の作成、市の未収債権等の回収検討、トラブル対応、法令等に関する各種研修を行い、又は行う予定となっております。

司法修習は、旧61期大津修習にてお世話になりました。平成20年9月に弁護士登録、三重弁護士会に入会し、津市にある楠井法律事務所へ勤務いたしました。楠井法律事務所への就職応募の際に、新人採用に際しては、事務所外での研修の機会をいただけるとのことでしたので、楠井法律事務所への就職を希望し、採用いただきました。

平成21年4月まで同事務所にて執務し、その最中に、名張市が弁護士を採用する予定であること、私が名張市出身であること、名張市が弁護士を採用するに際して、楠井法律事務所と名張市との間で職員の人事交流を検討していることなどの事情がありましたので、弁護士楠井嘉行先生の推薦を頂戴し、任期付公務員に採用され現職となりました。

これまで組織内で仕事をするという機会がなかったため、法律実務だけでなく、組織内で仕事をするという社会人としての経験も積みたいと思っていたこと、行政が直面する法律問題の種類等について研究したいと考えていたことなどからも、名張市で執務できることは、私にとって大変良い機会となっています。名張市の直面する種々な諸問題に名張市の法律顧問である楠井法律事務所とも連携をとりながら、積極的に仕事をしていきたいと考えています。

■ 1日の様子

- 7：00頃起床…… 車で10分程度の出勤。
- 8：30始業…… 各部室からの法律問題に関する相談の受理、検討、回答、職員研修の受講・実施。現場立会い・市の訴訟案件の検討、訴訟代理人との打ち合わせ等。
- 17：15終業…… 相談資料の作成・整理などを行い、18時頃には退勤することが多い。
- 帰宅後…… 資料の整理・自己研修等に時間を当てることが多い。
津市にある弁護士会館へ三重弁護士会の委員会に出席するために終業後、直ちに約1時間かけて向かうこともある。

第2章

ADRの担い手(仲裁人・調停人・あっせん人)としての弁護士

ADR (Alternative Dispute Resolution = 裁判外紛争解決手続) において、弁護士は、代理人として関与するほか、中立の第三者たる仲裁人・調停人・あっせん人として関与する。

ADRには、①裁判所で行う民事・家事調停等の司法型ADR、②行政で行う行政型ADR (建設工事紛争審査会、労働委員会等)、民間で行う民間ADR (各弁護士会仲裁・あっせんセンター、日本知的財産仲裁センター、住宅紛争審査会、財団法人日弁連交通事故相談センター、財団法人交通事故紛争処理センター、日本商事仲裁協会等)がある。これらのほとんどにおいて弁護士が仲裁人・調停人・あっせん人として活躍している。特に、全国29か所31センター(2009年9月現在)が設置されている弁護士会仲裁・あっせんセンターは、1990年代初めから弁護士会が主体となって設置運営する独自のADRであるが、弁護士会ごとに多様なADRを展開しており、日本の民間ADRの中で確固とした存在感を示している(弁護士会が関係する各ADRの実情については、第3編第6章第3節「あっせん・調停・仲裁活動」本書234頁参照)。

ADRは、合意による解決を基本とする(仲裁にあつては裁断による解決であるが、その基礎は仲裁合意にある)。裁判とは異なる解決原理による柔軟な解決を目指す。他方、解決手続及び解決結果が広い意味での法の支配の原理に即した適正なものである必要があり、そこにリーガルマインドを備え厳しい職業倫理に服する弁護士が関与する必要性と意義がある。もっとも、裁判業務や通常の代理業務と異なり、ADRの担い手として、中立性や公平性、コミュニケーションスキルなどが要求され、弁護士業務の新境地となりうる。

なお、2003年に日弁連等の協力により仲裁人・調停人の養成・研修及び実務の研究を目的として日本仲裁人協会が設立された。仲裁・ADR実務の研修と研究を行っている(2005年社団法人化。2009年9月現在会員数360名)。

■弁護士会別ADRにおける仲裁人・あっせん人候補者名簿登載弁護士数■

(2009年4月1日現在)

弁護士会	人数	弁護士会	人数	弁護士会	人数
札幌	54	山梨県	15	広島	43
仙台	72	新潟県	62	岡山	147
福島県	49	愛知県	127	島根県(石見)	35
山形県	24	愛知県(西三河)	22	愛媛	36
東京	104	岐阜県	31	福岡県(天神)	34
第一東京	95	富山県	28	福岡県(北九州)	16
第二東京	143	大阪	145	福岡県(久留米)	10
横浜	85	京都	141	熊本県	32
埼玉	37	兵庫県	155	鹿児島県	16
静岡県	38	奈良	21	合計	1,817

【注】2009年4月1日現在。但し、熊本県弁護士会については、8月1日現在。

ADR 弁護士インタビュー

仙台弁護士会紛争解決支援センター仲裁人候補者・同センター長

齊藤 睦男 (仙台弁護士会)

仕事を始めたきっかけ

個人的には2003年に二弁の夏季仲裁合宿に参加したことに始まります。先駆者である故原後山治先生、山崎司平先生らにお会いし、「権威」ではなく「人」に対する信頼を土台に自由で奥の深い解決をもたらすADRの魅力を感じました。

2006年に仙台弁護士会でも弁護士会ADR（仙台弁護士会紛争解決支援センター）を立ち上げ、仲裁人としての紛争解決とセンター運営の両方の面で深く関わっています。

通常の弁護士活動と違うところ

訴訟でも法律相談でも要件事実を中心に事案を分析し立論していきますが、実は、要件事実から切り落とされた「事情」の中に「点減するもの」（当事者が目を向けて欲しいと思っていること）が隠されています。人に寄り添っていき自分の視野を広げていくことが手続実施者（仲裁人・あっせん人）たる弁護士に求められます。

やりがい

ADRは、弁護士が2人の対立する紛争当事者を同時に自分の依頼者に持つようなものです。どちらの紛争当事者も自分の依頼者だと思って公平に話に耳を傾け、その中からその事件にしかない解決の鍵を見つけて、絡まっている糸の目がほどけていくと、2人の当事者に自然な笑顔が戻る、そのプロセスに、醍醐味と難しさがあります。



右が齊藤睦男センター長。このような形で話し合いが行われる。ADRは非公開であるため、写真はADR紹介用に撮ったもの。

日本ドーピング防止規律パネル・法律家委員

宍戸 一樹 (第一東京弁護士会)

仕事を始めたきっかけ

日本ドーピング防止規律パネルは、我が国のスポーツ界におけるドーピング防止活動の中心を担う「財団法人日本アンチ・ドーピング機構(JADA)」からの申立てを受けて、ドーピング行為の有無や、競技者等に対する制裁措置の内容を決定するという役割を担っています。JADAの規程が2007年6月に改定されたのを受けて、従前設置されていた審問機関を改組する形で発足しましたが、その際にJADA規程改定に携わった縁でこの仕事に関わることになりました。

通常の弁護士活動と違うところ

個別の事件ごとにこの中から3名の委員が選定され、「聴聞パネル」と呼ばれる審問機関を構成します。聴聞パネルは、必ず法律家、医師、及びスポーツ関連団体の役職員・競技者がそれぞれ1人ずつ含まれることとなっており、法律家が聴聞会と呼ばれる審問手続を指揮することとなります。訴追役の立場に立つJADAからの主張を受けて、競技者側の言い分も聞き、最終的に①ドーピング行為の有無と、②制裁措置(一定期間の資格停止、競技結果の失効、メダル・賞の没収等)を判断します。いわば刑事裁判所的な立場に立っています。私は、この手続において、聴聞パネルの長(裁判長役)として関わっており、通常の弁護士活動(一方当事者の側に立って代理したり、企業法務の一環として商取引や契約交渉に関わる)とは全く異なった立ち位置で仕事をしております。

やりがい

ドーピングの判断には、医学・薬学の知見や、ドーピング検査手続の実務や当該スポーツについての理解等が必要とされることとなります。前述のように、聴聞会を構成する各種専門家が一体となって相互補完的に手続を進めていきますが、非常に勉強(刺激)になります。また、規程、国際基準、諸ガイドライン、外国の審判事例を押さえておくことが必要であり、結構大変な作業ではありますが、法律家としてのやりがいもあります。

この仕事に携わるようになってから、スポーツがより身近に感じられるようになり、また一味違った目でも見る事が出来るようになった気がします。

国際活動に従事する弁護士

弁護士の活動領域は、年々拡大しており、日弁連の弁護士の中には、国際社会を舞台として活躍する弁護士も増えている。以下では、国際司法支援活動弁護士、国際公務員弁護士（インターンを含む）、国際法曹団体における理事者就任、海外における国際ビジネス分野での活躍を紹介する。

1 国際司法支援活動弁護士

法曹養成に関する支援、条約・法律などの立案への支援、人権・人道活動、他の司法関連活動への参加、法律文献などの資料供与など、発展途上国の「法の支配」（Rule of Law）の充実のために法制度、法曹養成、立法などの分野で協力する弁護士がいる。

これまでに17名の弁護士がベトナム（6名）、カンボジア（5名）、ラオス（1名）、インドネシア（2名）、モンゴル（2名）、中国（1名）に赴任し、ベトナムでの民法などの立法・法曹養成、カンボジアの民法・民事訴訟法立法支援、インドネシアの民事調停制度構築支援、モンゴルの弁護士会支援などに携わってきた。（本書176頁、第3編第4章第4節「日弁連の国際協力活動」参照）。

長期専門家派遣の活動

磯井 美葉（第一東京弁護士会）

昔から、日本とは異なる文化や社会に興味はありました。渉外事件以外にも、法律分野での支援や協力という国際的活動があることを知って、関わりたいと思い、日弁連の国際司法支援活動弁護士登録制度に登録しました。その情報を通じて、途上国の法律調査プロジェクトや、カンボジア弁護士会への支援などに参加するようになりました。事務所の理解があったことも大きいです。2006年9月から2008年11月まで、JICA法整備支援プロジェクトの専門家としてモンゴルに赴任し、弁護士会の組織強化、調停制度の導入などに携わりました。帰国後、弁護士の実務にはまだ復帰せず、国際協力客員専門員としてJICA本部に常勤し、各国で実施される法整備支援プロジェクトのデザインや管理に、法律家の立場から関与しています。

「法の支配の実現」という目標は大きすぎて、自分の活動がそこに直接つながっている、と実感できる場面は、普段はそう多くありません。一方、途上国での活動では、日本での常識が覆されることが多く、好奇心を刺激され



モンゴルでの法曹倫理セミナーの様子。

ます。たとえば、特に旧社会主義国では、法律が民間の権利衝突の調整機能を果たしてこなかったためか、法律の効力や作り方に対する考え方も違うと感じますし、現地の文化や時間感覚の中では、業務の進め方そのものも違います。驚いたり、悩んだりすることもあります。一歩引いて見れば、興味深いことだと思えます。

諸先輩のご尽力のおかげで、法整備支援の活動や弁護士の役割も広がり、JICAなどから業務として費用や報酬が支払われるようになってきているのも、ありがたいことです。

2 国際公務員弁護士

国連やその下部機関、専門機関、その他の国際機関の職員を総称して国際公務員という。たとえば、国連事務局、国連開発計画（UNDP）、国連環境計画（UNEP）、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）、国連児童基金（UNICEF）、国際労働機関（ILO）、世界知的所有権機関（WIPO）、世界貿易機関（WTO）、経済協力開発機構（OECD）、アジア開発銀行（ADB）、ハーグ国際私法会議、世界銀行、国際刑事裁判所（ICC）、国際通貨基金（IMF）等に勤める職員を指す。

日本の弁護士が過去に国際公務員として勤務した実例が数例あり、また、近年は国際機関でインターンを務める弁護士もいる。

国際機関における活動

山本 晋平（第二東京弁護士会）

2006年10月から国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）のニューヨーク事務所で4か月間のインターンシップを経験した。国連のインターンは、無給で、責任も軽い気楽な身分とも言えるが、他方、貴重な人手として組み込まれ、ある程度の仕事をこなすことを期待されてもいる。正規の職員に比べ、もちろん経験は乏しくできる仕事も限られるが、「働く姿勢」はインターンの方がまじめという場合もある。正規職員への1つのステップとしても機能しており、将来、国連などで働きたい者は、インターン時代に良い評価を受けたいと考えるからである。

私の仕事は、まずOHCHRニューヨークのインターン「通常業務」というべき電話受けと郵便の仕分けだった。「人権相談」を英語で聞き、適切に対応するのは楽ではない。これに加え、国連総会第三委員会と特別報告者、世界人権週間、OHCHRの予算、アジア各国の人権状況のフォロー、障害者の権利条約交渉会合等に関わる仕事に携わった。具体的には、担当スタッフを手伝って、総会・委員会の決議や先例等の調査、報告書等の分析・要約、会議の議事メモ作成、そして様々な雑用・付添いなどを行う。

印象的だったのは、出会った人々、例えば特別報告者や人権高等弁務官、OHCHRスタッフの専門性、人格、独立性・中立性への配慮、多国間条約交渉での議長のリーダーシップの重要性、国連諸活動でのNGOの目覚ましい活躍、国家間外交の場としての国連の姿などであった。帰国後、私が新たな国際人権NGO活動に関わるきっかけともなった貴重な経験であった。



国連人権高等弁務官事務所インターン中に同僚と。(左から2番目が山本弁護士)

3 国際法曹団体での理事者活動

日弁連は、IBA（International Bar Association：国際法曹協会）、LAWASIA（Law Association for Asia and the Pacific：アジア太平洋法律家協会）、ICB（International Criminal Bar：国際刑事弁護士会）、ILAC（International Legal Assistance Consortium：国際司法支援協会）の4つの国際団体に加盟しているが、このような国際法曹団体は、社会における法曹の役割の確保とその地位の向上、また各国の法曹の情報交換や友好・交流を目的としている。日本の弁護士は、これらの国際法曹団体の理事者に就任するなどして活躍している。

IBA－「弁護士会の国連、国連の弁護士会」

川村 明（第二東京弁護士会）

国際法曹協会（IBA）は136か国の弁護士会、その傘下360万人以上の法律家を擁する世界最大の法曹組織です。「弁護士会の国連、国連の弁護士会」と称して1947年ニューヨークで発足しました。

私は、1986年頃から日弁連の外弁制度担当常務理事や外弁委員会委員長等を務め、外弁自由化問題で対外折衝にあたっていました。その外弁問題を通じて知り合った欧米の弁護士会リーダー達の推薦を受けて世界弁護士会問題評議会の常任議長に就任したのがIBA役員歴の始まりです。2006年には、コモンロー系弁護士会統一候補と激しい選挙戦の末、事務総長に選任されました。今年は副会長を務めています。

最近、IBAは2014年の年次総会東京開催を決めましたが、これもシドニーとの間で激しい競り合いの果、常務理事会の圧倒的多数を制しての決定でした。私の選挙もランドスライド的勝利でしたが、世界の法曹の期待が日本へ向いていることを実感させられる痛快な経験でした。

IBAは、全世界の弁護士に最新の法律問題についての研修と人的ネットワーキングの機会を提供して弁護士の職



IBAと国連との協議のため国連本部に訪問。
左から現IBA会長ベラエツ・ピエー弁護士、
潘基文国連事務総長、川村弁護士、元日弁連
国際室室長の大谷弁護士。

域開発を助けていますが、同時に、人権や「法の支配」実現のための活動を組織する世界最大のNGOです。オランダのハーグに事務所を常設して国際刑事裁判所（ICC）の活動を助け、ユーゴ、イラク、レバノン、ルワンダ等の紛争地域での人権回復に従事しています。

全世界に法の支配を確立するためのIBAの膨大な事業は、全てIBAに結集した世界各地の法曹のボランティア活動によって支えられています。私は、このIBA会員の献身的な公共奉仕の精神に強い誇りを感じていますが、これからの日本の弁護士も、ここに世界に広がる無限の活躍の機会を見出すこと疑いないと確信しています。

4 国際ビジネス分野での活動

海外において、当該国での法曹資格を得て法律事務所を開設し、企業の合併・買収、金融取引、国際訴訟や国際仲裁などの国際ビジネス分野で活躍する弁護士がいる。今後、日本の弁護士は、国内において渉外案件を扱うのみならず、海外に進出し、世界の弁護士をカウンターパートやパートナーとして活躍していくと考えられる。

国際ビジネス分野における活動

梶田 淳二 (第二東京弁護士会)

1987年に外国法事務弁護士に関する法律が施行され、欧米から多数の外国人弁護士が東京でオフィスを開きました。この法律は、相互主義に基づいて制定されたと理解していますが、残念ながら相互主義の下で日本の弁護士が海外に進出して、オフィスを開いて活動するということには行なわれておりませんでした。また、長年にわたって国際関係の案件を専門に取扱ってきた私としては、国際関係においては世界の檜舞台であるニューヨークで活躍したいという目標も持っていました。そのため、単身でニューヨークへ渡り、1992年1月全くのゼロからスタートして法律事務所を立ち上げました。

1992年から、ニューヨーク州の弁護士資格を取得した1995年の春までは、日本の外国法事務弁護士に相当するLegal Consultantとして活動しました。それ以降はニューヨーク州弁護士として活動しています。日米両国のクライアントの仕事をしてきましたが、大きい案件はほとんど日本のクライアントからのものです。

一番多かったのは、日本のクライアントによる米国企業の買収の件を、フィナンシャル・アドバイザーの役割も含めすべてを私が引受け、必要に応じて関係する州の弁護士、公認会計士及び企業評価の専門家等を使って、買収戦略の策定、相手方のフィナンシャル・アドバイザーや弁護士との交渉、マネージメント・インタビュー、買収契約書・その他の契約書の作成及びクロージングまでのすべてをやるという方式で処理してきました。取扱った米国企業の買収で一番大きい案件は、2001年に日本の上場会社F社が米国有数の通信機器及び光ファイバーの製造会社から光ファイバー部門を約3000億円で資産買収する仕事でした。仕事としては、その他国際訴訟や国際仲裁も数多く取扱い、特に米国における特許侵害訴訟を、米国の専門弁護士を使いながら数多く手掛けました。

一番のやりがいは、国際的な大型案件を一手に引受けて、外国（主としてアメリカ）の弁護士やフィナンシャル・アドバイザーと交渉しながら、案件のスタートからすべてを取り仕切って完成させるという醍醐味です。日本の弁護士でも、国際的な舞台に立って、欧米の一流弁護士等と対等あるいはそれ以上にやり合えるということを示



ニューヨークのオフィスにて。

すことによって、将来日本の弁護士がもっともっと国際的分野に進出して来て欲しいと願っています。苦勞としては、非常に高度な案件を取扱っているため、どうしても自分でやらなければならない仕事が多く、大きな案件をやっている時は死ぬほど忙しいということです。

また、一度私共を利用した日本の企業は、私共が非常に便利だということで何回も依頼してくれますが、私共の存在及び活動が日本ではあまり知られていないため、新しい日本のクライアントを獲得することが、私が日本で法律事務所をやっていた時より20倍くらい難しいことです。

法科大学院における弁護士実務家教員

1 法科大学院と弁護士

法科大学院は、法曹養成教育に特化した専門職大学院として2004年に創設された。法科大学院では、専任教員のうち概ね2割程度以上を、実務家教員とすることが求められており（平成14年8月5日中教審答申）、実務家教員には5年以上の実務経験が必要とされている。法科大学院制度の導入により、従来の法学教育に比べると、多くの弁護士が実務教員として法曹養成教育に携わることとなった。

2 弁護士実務家教員と法科大学院教育

法科大学院のカリキュラムは大きく、「法律基本科目群」「実務基礎科目群」「基礎法学・隣接科目群」「展開・先端科目群」の4つに大別される。弁護士実務家教員の担当科目としては、実務基礎科目群に含まれる科目が多いほか、展開・先端科目群での活躍が顕著である。他方で、法律基本科目（公法系・民事系・刑事系）については、研究者教員が担当することが多く、基礎法学（法哲学・法社会学・法史学など）や隣接科目（政治学・会計学など）に至っては、弁護士教員の担当する例が少ないのが現状である。

3 数字で見る弁護士実務家教員

法科大学院全74校中、弁護士の教員は専任だけで433人、これは全体の26%にあたる（2009年度）。実務家教員には弁護士の他、裁判所、検察庁、官公庁、企業からの派遣や出身者がいる。2009年度の実務家教員中、弁護士教員の占める割合は77%となっている。

弁護士実務家教員数の多い法科大学院TOP3 (専任教員中)		各大学の専任教員数のうち 弁護士実務家教員の割合が高い法科大学院TOP3	
1位	大宮法科大学院大学	19人	68% (19人)
2位	慶應義塾大学	18人	56% (10人)
3位	明治大学	16人	54% (7人)

【注】 1. 日弁連法曹養成対策室調べによる2009年5月1日現在。
2. 上記専任中には、「みなし専任」、「学部との重複専任」を含める。「みなし専任」については、p.20参照。

上記の他に、兼任（非常勤）教員、チューター、アカデミック・アドバイザーという形で法科大学院の教育に携わっている弁護士実務家教員がいる。また、法科大学院の臨床法学教育（クリニック、エクスターンシップなど）に協力している弁護士もいる。2009年度の弁護士の兼任教員総数は、1,059人（教員によっては、複数校担当している者もいるため、延べ数）となっている。

専 任

■実務家教員数とその内訳（2009年度）■

（2009年5月1日現在。日弁連法曹養成対策室調べ）

	法科大学院名	専任教員数		内実務家教員数		内弁護士 教員数		法科大学院名	専任教員数		内実務家教員数		内弁護士 教員数
		総数	内 女性数		内 女性数				総数	内 女性数		内 女性数	
国立	北海道大学	26	1	6	0	4	私立	専修大学	21	1	5	0	4
国立	東北大学	27	6	7	1	3	私立	創価大学	18	2	11	2	10
国立	千葉大学	19	5	3	1	2	私立	大東文化大学	16	0	7	0	6
国立	筑波大学	17	3	6	0	6	私立	中央大学	67	1	18	0	14
国立	東京大学	66	3	19	2	12	私立	東海大学	15	1	6	0	5
国立	一橋大学	27	2	6	1	2	私立	東洋大学	14	1	6	0	6
国立	横浜国立大学	21	4	9	2	7	私立	日本大学	33	1	11	1	6
国立	新潟大学	31	2	9	0	5	私立	法政大学	18	3	5	0	4
国立	信州大学	18	0	8	0	6	私立	明治大学	53	9	20	3	16
国立	静岡大学	22	3	6	0	6	私立	明治学院大学	17	4	10	3	9
国立	金沢大学	15	2	5	0	4	私立	立教大学	18	3	6	1	5
国立	名古屋大学	20	3	5	2	2	私立	早稲田大学	72	9	20	6	10
国立	京都大学	42	3	10	0	4	私立	神奈川大学	15	0	4	0	4
国立	大阪大学	31	3	7	1	3	私立	関東学院大学	14	1	5	1	5
国立	神戸大学	33	3	5	0	3	私立	桐蔭横浜大学	21	2	11	0	11
国立	島根大学	19	3	8	1	7	私立	山梨学院大学	13	1	7	1	7
国立	岡山大学	21	2	5	2	5	私立	愛知大学	17	2	8	1	7
国立	広島大学	19	2	7	0	4	私立	愛知学院大学	15	1	4	0	4
国立	香川大学・愛媛大学	21	1	5	0	4	私立	中京大学	15	1	7	0	5
国立	九州大学	24	1	5	0	3	私立	南山大学	15	1	4	0	4
国立	熊本大学	19	3	5	2	4	私立	名城大学	18	1	6	1	3
国立	鹿児島大学	16	1	4	0	4	私立	京都産業大学	24	1	8	0	7
国立	琉球大学	15	1	6	0	6	私立	同志社大学	37	1	9	0	5
公立	首都大学東京	15	2	7	1	2	私立	立命館大学	34	1	13	1	10
公立	大阪市立大学	24	2	6	0	5	私立	龍谷大学	24	1	5	0	2
私立	北海学園大学	13	0	4	0	3	私立	大阪学院大学	13	0	5	0	4
私立	東北学院大学	15	0	4	0	4	私立	関西大学	26	3	8	1	5
私立	白鷗大学	12	1	6	1	2	私立	近畿大学	18	2	4	0	4
私立	大宮法科大学院大学	28	0	19	0	19	私立	関西学院大学	31	2	15	1	14
私立	獨協大学	18	1	8	0	8	私立	甲南大学	23	3	9	0	8
私立	駿河台大学	14	2	7	0	3	私立	神戸学院大学	18	0	4	0	4
私立	青山学院大学	15	0	5	0	5	私立	姫路獨協大学	16	0	9	0	6
私立	学習院大学	14	2	6	1	6	私立	広島修道大学	15	2	7	0	5
私立	慶應義塾大学	59	7	22	5	18	私立	久留米大学	14	0	4	0	3
私立	國學院大学	18	5	6	0	6	私立	西南学院大学	15	0	5	0	3
私立	駒澤大学	15	2	5	1	5	私立	福岡大学	14	3	6	3	4
私立	上智大学	23	2	6	1	5		74校合計	1,697	148	566	51	433
私立	成蹊大学	18	1	7	0	7							

- 【注】 1. 研究者教員については、弁護士登録をしている場合でも、「実務家教員数」及び「弁護士教員数」には含めてはいない。
 2. みなし専任、学部との重複専任を含む。みなし専任とは、専任教員以外の教員で、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の専門職学位課程を置く組織の運営について責任を担う者をいう。

兼任（非常勤）

■実務家教員数とその内訳（2009年度）■

（2009年5月1日現在。日弁連法曹養成対策室調べ）

	法科大学院名	実務家教員数		内弁護士 教員数
			内女性数	
国立	北海道大学	18	1	17
国立	東北大学	11	0	8
国立	千葉大学	27	1	26
国立	筑波大学	13	2	11
国立	東京大学	13	1	11
国立	一橋大学	18	0	16
国立	横浜国立大学	14	2	12
国立	新潟大学	10	1	4
国立	信州大学	13	3	8
国立	静岡大学	18	1	14
国立	金沢大学	22	3	21
国立	名古屋大学	8	2	7
国立	京都大学	48	8	45
国立	大阪大学	41	5	30
国立	神戸大学	11	2	10
国立	島根大学	0	0	0
国立	岡山大学	64	3	55
国立	広島大学	6	0	4
国立	香川大学・愛媛大学	10	1	8
国立	九州大学	18	2	15
国立	熊本大学	12	2	10
国立	鹿児島大学	4	0	0
国立	琉球大学	12	1	10
公立	首都大学東京	6	1	3
公立	大阪市立大学	7	0	7
私立	北海学園大学	2	0	0
私立	東北学院大学	6	0	4
私立	白鷗大学	1	0	1
私立	大宮法科大学院大学	9	2	9
私立	獨協大学	6	0	3
私立	駿河台大学	17	1	12
私立	青山学院大学	30	2	28
私立	学習院大学	1	0	1
私立	慶應義塾大学	78	6	59
私立	國學院大学	18	4	15
私立	駒澤大学	11	1	9
私立	上智大学	30	6	28
私立	成蹊大学	25	4	25

	法科大学院名	実務家教員数		内弁護士 教員数
			内女性数	
私立	専修大学	17	1	13
私立	創価大学	10	1	8
私立	大東文化大学	23	0	18
私立	中央大学	48	7	42
私立	東海大学	23	1	14
私立	東洋大学	5	4	4
私立	日本大学	29	1	20
私立	法政大学	23	1	22
私立	明治大学	10	0	4
私立	明治学院大学	48	8	37
私立	立教大学	10	3	10
私立	早稲田大学	42	5	35
私立	神奈川大学	8	1	7
私立	関東学院大学	12	2	10
私立	桐蔭横浜大学	52	3	51
私立	山梨学院大学	14	0	11
私立	愛知大学	12	1	11
私立	愛知学院大学	12	1	9
私立	中京大学	21	1	13
私立	南山大学	9	1	7
私立	名城大学	19	2	13
私立	京都産業大学	11	0	6
私立	同志社大学	29	1	24
私立	立命館大学	11	1	10
私立	龍谷大学	19	0	19
私立	大阪学院大学	6	1	6
私立	関西大学	23	1	19
私立	近畿大学	20	3	18
私立	関西学院大学	24	3	23
私立	甲南大学	10	1	3
私立	神戸学院大学	3	2	1
私立	姫路獨協大学	9	1	8
私立	広島修道大学	4	0	1
私立	久留米大学	1	0	1
私立	西南学院大学	5	0	5
私立	福岡大学	12	2	10
	74校合計	1,292	128	1,059

【注】 兼任については、実務家教員数が16人（内弁護士実務家教員は10人）と少ないため、内訳については割愛した。

4 弁護士実務家教員インタビュー

実務基礎科目群に含まれる科目のうち「ローヤリング」「エクスターンシップ」「クリニック」について担当している3人の弁護士実務家教員を紹介する。

「ローヤリング」 依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉・調停・仲裁等のADR（裁判外紛争処理）の理論と実務を、模擬体験などを通じて学び、法律実務の基礎的技能を習得するもの。

「エクスターンシップ」 法律事務所、企業法務、官公庁法務部門、国際機関等で研修を行うもの。期間は数日から数週間まで法科大学院によって様々である。春期や夏期休業期間を利用してのプログラムが多い。本年から、法テラスや官公庁（霞ヶ関）のエクスターンシップも組織的に受入枠を拡大している。

「クリニック」 弁護士の監督指導の下に、現実の依頼者のための法律相談、事件内容の予備聴取、事案の整理、関係法令の調査、解決案の検討、訴訟・非訟手続等を具体的事例に即して学ぶもの。弁護士法人くすのき（京都大学）、ロード法律事務所（大宮法科大学院大学）、早稲田大学リーガル・クリニックなど大学独自に法律事務所を設置している例や、渋谷パブリック（國學院大學内に設置）、岡山パブリック（支所を岡山大学内に設置）など都市型公設事務所が法科大学院の臨床法学教育に携わる例がある。

ローヤリング

亀井 尚也（兵庫県弁護士会）
〔関西学院大学法科大学院教員〕



弁護士業務とのやりくり

学期中は、授業の出講と準備で法科大学院に行く日と事務所で弁護士業務を行う日が半々になりますが、日によって気持ちのスイッチを切り替えて、その日のことはそこで集中して済ませてしまうように心がけています。弁護士業務もかえってだらだらせず、即断即決ができるようになりました。時間はそれでも足りないのので夜間・休日に自宅に持ち帰っていますが、授業は毎週次々やってきますので、直前に溜め込まないように、計画的に準備していくようにしています。

法科大学院という新しい環境に最初に臨んだ時の印象

学生が食いつくように熱心に勉強することに感動し、夢を持って頑張っている人たちの役に少しでも立つことに幸せを感じました。研究者の先生ともいろいろな意見を交換する機会が多くなり、また教えることを通して、自分の弁護士実務を客観的に眺めたり、理論・実務の両面からあるべき方向を大きな視点で考えることができるようになることは、とても新鮮でした。

ローヤリング科目の特徴

関西学院大学法科大学院では、民事ローヤリングⅠ～Ⅲ、刑事模擬裁判といった、学生が具体的なケースの中で法律家として方針を立て、依頼者との打ち合わせ、法文書の起案、訴訟や調停でのやり取り等を行うシミュレーション教育に力を入れています。学生はグループに分かれ、市民から

ある日のスケジュール

8:00 起床
9:00~12:30
民事ローヤリングⅠ授業
13:30~14:30
家裁で調停事件期日
15:00~16:30
クリニックの授業
16:30~18:00
模擬依頼者研修会打合せ
18:20~19:00
帰宅後ランニング
23:00~1:00
明日の授業の準備
1:30 就寝

応募してもらった模擬依頼者が、養成講座を受けた上で授業に毎回来られ、模擬法律相談や打ち合わせを終えた後はその場で模擬依頼者も交えて振り返りを行います。学生の眼差しは真剣そのもので、緊張感に満ちた授業になっています。

授業を行う上で苦労した点・特に工夫した点

法律を勉強中の学生にとって、弁護士と同じように、事実関係を一から聞き取り、法的問題点を分析し、的確な方針を立て、説得的に論を展開し、依頼者の納得を得ながら、適正な解決を図るということを、すべて行うのは不可能です。ですので、法的論点をあれこれ入れ込まずにケースをできるだけシンプルにすることや、適宜ヒントを与えて学生をコントロールすること、学生が法的論点ばかりに目を奪われずに事件当事者の気持ちやニーズを掴み、コミュニケーションを通じた信頼関係をどう構築するのか、法曹の役割とは何かを、体験を通じて深く考えるきっかけにすることに、留意しながら進めています。

今後の課題や新たな取り組み

私自身は、シミュレーションを含む臨床教育が、生きた法曹を養成する上で不可欠であり、理論を学びながら同時に行っていくべきものとの信念をもっていますが、学生の意識が司法試験の合格という目先の問題に向きがちで、手間のかかる臨床教育の阻害要因になる面があります。学生にこれからの法曹のあり方を常に意識してもらえよう、教員側からの意識的努力が今後ますます必要であると思います。

エクスターンシップ

木村 美隆 (東京弁護士会)
〔中央大学法科大学院教員〕

法科大学院の教員になるきっかけ

大学のOB組織である中大法曹会から推薦を受けたことが、直接のきっかけです。おそらくその背景には、大学関係の仕事をいくつか経験してきたことや、ちょうど司法研修所教官の任期を終えるタイミングだったということがあったのではないかと思います。そのような事情で、あまり違和感なく実務家教員になったのですが、これまでと違い前任者のまったくいない仕事ですので、手探りしながらここまでやってきたというのが実感です。



弁護士業務とのやりくり

弁護士業務と実務家教員の仕事を異質なものと考え、ストレスの原因になると思います。気持ちの上では、ロースクールは少し仕事のボリュームが多い顧問先だというくらいに考えた方がよいのではないのでしょうか。多忙な方はどなたでもなさっておられることと思いますが、昼休みなど細切れの時間を有効に使うことは、いつも心がけているつもりです。

エクスターンシップ・プログラムの概要

2年生の終わりの春休み、または3年生の夏休みの期間中に、原則3週間ほど学生を研修先に派遣します。研修先は全国各地の法律事務所、一部上場企業などの法務部、中央省庁や地方自治体などの官公庁と、多岐にわたっています。学生はこれらの研修先を自由に選択することができ、第一希望が重なって調整を必要とするケースが若干出るとはいえ、ほぼ学生の希望に沿うことができています。

ある日のスケジュール

- 7:00 起床
- 8:30~9:00
事務所にてメール、FAX等に対応
- 10:00~11:50
法曹倫理授業
- 13:00~15:00
事務所にて事件打合せ
- 16:00~17:00
外部団体の理事会に出席
- 18:00~19:50
ローヤリング授業
- 20:20~22:30
若手講師、学生との懇親会
- 24:00 就寝

プログラムを実施する上で苦労している点

中大法曹会から、研修先として相当数の法律事務所を推薦いただいています。これに加え、企業法務部や官公庁のほか、法律事務所についても法科大学院独自にお願いしているところがあり、これらを合計して約300か所の研修先を確保しています。学生の希望に沿うためには、このくらいの数はどうしても必要なはずですが、もちろん、このような仕事を1人や2人の教員でできるはずはありません。そこで、実務家教員、研究者教員合わせて約10人でエクスターンシップ運営委員会を組織し、事務職員の協力も得てこれらの実務を担っています。大きな障害もなく実施できているのは、研修先を含めこれら多くの方々のご協力のたまものと、感謝しております。

プログラムに対する学生の反応や感想

研修先の希望がほほかなえられていることもあってか、学生から不満の声はほとんど聞かれませんが、逆に、実務の世界にふれた感激を率直に伝える学生の報告書が数多く寄せられており、エクスターンシップにかける私どもの期待は、学生にも充分理解されているものと思います。これまでも毎年100人以上の学生が履修してきましたが、今年春のエクスターンシップで174人もの学生が履修したというのも、このあたりの理由によるのではないのでしょうか。

クリニック（刑事）

四宮 啓（東京弁護士会）
〔國學院大学法科大学院教員〕

弁護士業務とのやりくり

私の場合、時間の大半は教育に充てています。弁護士業務は、その合間を縫って行っています。幸いにして、渋谷パブリック法律事務所への入所が認められたため、教育とのバランスをうまく取ることができます。

裁判員制度がスタート。授業の内容について

刑事クリニックでは、公判事件については、裁判員裁判適用事件でなくても、裁判員対応での法廷戦略と法廷技術を学んでもらいます。

刑事クリニックの現状と課題

実施している大学が少ないこともあって、あまり情報交換は行われていません。臨床法学教育学会における情報交換が有意義です。

今までのところ、秘密接見、記録閲覧、公判立会など、実務家の理解が十分ではありません。しかし、クリニックは、実務の現状のみならず、理論、技術、専門職責任、倫理を同時に学び、あるべき実務、あるべき法律家を考える総合教育の科目です。刑事クリニックは、そのようなクリニック教育に最も適している科目であると思います。また、全国どこでも実施できるという長所もあります。理解が深まることを期待しています。



新しく教員になる方へ一言

とにかく、若い人々と、正義について、共に学べることは大きな喜びです。エネルギーと希望と、そして忍耐をもらえます。

法廷教室で学生たちと。
(下段が四宮弁護士)

ある日のスケジュール

- 9:00
東京地裁令状部。クリニック受任事件で、学生、依頼者の家族と待ち合わせ、地裁令状部に裁判官面会申入れ
- 9:00~11:00
依頼者の家族、学生と打合せ
- 11:00~11:10
裁判官面接（弁護士のみ）
- 13:00~
研究室で新聞社の取材
- 14:30~
研究室でテレビ局の取材
- 15:00~
クリニック事件の被害者に連絡
- 16:00~ 別件の接見
- 17:30~ 事務所で会議

国政・地方自治の現場で活躍する弁護士

弁護士は司法の一翼を担う存在だが、弁護士としての経験や法律知識等を活かし、あるいは、キャリアアップを図るために、国政や地方自治の現場に飛び込み、活躍している弁護士がいる。弁護士は、単に法令に精通しているだけではなく、基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命としている。このような弁護士が立法や行政に携わることは非常に意義深い。

本章では、国会議員、政策担当秘書あるいは地方公共団体の首長として活躍している弁護士を紹介する。

1 弁護士登録をしている国会議員等

下記表は、2009年9月末日現在、弁護士登録をしている国会議員及び地方公共団体の首長の一覧である。なお、同年9月の新内閣発足により、内閣府特命担当大臣（行政刷新）、公務員制度改革担当大臣に仙谷由人氏（衆議院議員民主党）、法務大臣に千葉景子氏（参議院議員民主党）、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全・少子化対策・男女共同参画）に福島瑞穂氏（参議院議員社民党）が就任した。

■衆議院議員(21名)■

氏名	選挙区	会派	弁護士会	修習期
枝野 幸男	埼玉5区	民主党	第二東京	43期
階 猛	岩手1区	民主党	岩手	56期
仙谷 由人	徳島1区	民主党	第二東京	23期
辻 恵	大阪17区	民主党	東京	33期
筒井 信隆	新潟6区	民主党	新潟県	22期
平岡 秀夫	山口2区	民主党	山口県	旧々法5条2号
細川 律夫	埼玉3区	民主党	埼玉	26期
山田 正彦	長崎3区	民主党	長崎県	24期
横糸 勝仁	比例南関東	民主党	横浜	60期
横路 孝弘	北海道1区	民主党	札幌	20期
福田 朋美	福井1区	自民党	福井	37期
高村 正彦	山口1区	自民党	山口	20期
柴山 昌彦	比例北関東	自民党	東京	53期
棚橋 泰文	岐阜2区	自民党	岐阜県	43期
谷垣 禎一	京都5区	自民党	第二東京	34期
山本 有二	高知3区	自民党	第一東京	35期
漆原 良夫	比例北陸信越	公明党	東京	23期
大口 善徳	比例東海	公明党	静岡県	33期
神崎 武法	比例九州	公明党	東京	20期
富田 茂之	比例南関東	公明党	千葉県	38期
照屋 寛徳	沖縄2区	社民党	沖縄	24期

(順不同・敬称略)

■参議院議員(16名)■

氏名	選挙区	会派	弁護士会	修習期
小川 敏夫	東京	民主党	東京	25期
千葉 景子	神奈川	民主党	横浜	34期
前川 清成	奈良	民主党	大阪	42期
築瀬 進	栃木	民主党	栃木県	33期
松野 信夫	熊本	民主党	熊本県	34期
丸山 和也	比例区	自民党	第一東京	25期
森 雅子	福島	自民党	第二東京	47期
古川 俊治	埼玉	自民党	東京	51期
荒木 清寛	比例区	公明党	愛知県	36期
魚住 裕一郎	比例区	公明党	東京	35期
浜四津 敏子	比例区	公明党	東京	24期
山口 那津男	東京	公明党	東京	34期
仁比 聡平	比例区	共産党	福岡県	46期
近藤 正道	新潟	社民党	新潟県	29期
福島 瑞穂	比例区	社民党	第二東京	39期
江田 五月	岡山	無所属	岡山	20期

(順不同・敬称略)

■地方公共団体の首長(6名)■

氏名	自治体名	弁護士会	修習期	氏名	自治体名	弁護士会	修習期
神保 国男	埼玉県戸田市	埼玉	22期	獅山 向洋	滋賀県彦根市	滋賀	18期
鈴木 俊美	栃木県下都賀郡大平町	栃木県	32期	白井 博文	山口県山陽小野田市	山口県	20期
橋下 徹	大阪府	大阪	49期	上田 文雄	北海道札幌市	札幌	30期

【注】「地方公共団体の首長」の表は、日弁連による2007年10月末調査で確認された「弁護士登録をしている首長」のうち、2009年9月末日時点でも首長であることが確認できた者6名を表にしたものである。上記調査で確認されなかった者や同調査以降に首長になった者がいた場合、人数は増えることになる。

2 政策担当秘書・地方公共団体の首長インタビュー

政策担当秘書

深津 功二（東京弁護士会）

法律を作る過程を見たい

深津弁護士は、大学卒業後、大手生命保険会社に就職したが、米ニューヨーク州の不動産現地法人で弁護士と仕事をともにして弁護士の仕事に魅力を感じ、「プロフェッショナルになりたい」と思ったという。そして、同社在籍中にニューヨーク州の弁護士資格を取得し、さらに、司法試験を目指して同社を退職。3年後、司法試験に合格し、2004年に弁護士登録をした。

2007年、勤務先の法律事務所に在籍する古川俊治参議院議員が政策担当秘書（政策秘書）を募集していることを知り、「法律を使う立場の弁護士として、法律を作る過程を見たい」と、募集に応じた。「義祖父が衆議院議員をした後に長年市長をつとめ、義兄は市議会議員。政治に親近感があったことも私の背中を押してくれました」と深津弁護士は語る。

弁護士の視点を立法に

政策秘書の特徴的な仕事は、リサーチと委員会での質問準備である。

議員が取組みあるいは関心を持っているテーマ等について、情報収集と調査を行う。具体的には、毎朝8時ころからいくつも開かれている政党の部会や、省庁の審議会、研究会等に参加し、さらに官僚や民間企業から話を聞くなどして情報を集める。「いろいろな人の生の声を聞くことで深く問題点が見えてくる」と深津弁護士は述べる。ちなみに、国会図書館は、調査したい事項を伝えると関連資料を集めて持ってきてくれるそうだ。調査収集した情報を整理し、議員に報告するが、「単なる報告ではなく、弁護士として法律を使うときのことを考えて問題提起や政策提案を行うことができる。そこが魅力」という。また、法案の実質的な審議は委員会でなされるため、そこで質問は非常に重要だ。深津弁護士は、「法律のユーザーとしての視点から法案を見ると、様々な疑問点が見えてくる」と話す。欲しい回答を引き出すために質問を組み立てる際にも、弁護士としての経験が生きてくるという。

政策秘書の経験を弁護士業務に活かす

深津弁護士は、2009年1月から通常の弁護士業務に戻った。従前金融問題を専門にしていたが、政策秘書時代に主に扱っていた環境問題を引き続き研究し、今では環境関連業務にも取り組むようになったという。「弁護士経験は政策秘書に非常に有用だし、政策秘書としての経験がその後の弁護士業務に大いに役立つと思う。多くの弁護士に政策秘書になってもらいたい」と語った。



政策秘書当時の執務の様子。
参議院議員会館にて。

◆解説◆ 「政策担当秘書」

国会議員の秘書には、私設秘書と公設秘書があり、公設秘書に、第一秘書、第二秘書、そして政策担当秘書（政策秘書）がある。政策秘書は、議員の政策立案と立法活動を補佐するための秘書として、1993年の国会法改正で導入された。資格試験は国家公務員Ⅰ種より難しいとも言われるが、公設秘書を一定年数以上経験した者は研修を受けて政策秘書となれるため、政策秘書の9割は公設秘書経験者だという。弁護士は、口述試験に合格すると認定者登録簿に登録され、この中から議員に採用されて政策秘書になることができる。

札幌市長

上田 文雄 (札幌弁護士会)

市民に推されて市長に

上田市長は弁護士登録をして以降、環境、消費者、労働、少年、医療などの分野を中心に業務を行い、日弁連の人権擁護委員会の副委員長を務めるなどした。市民に直結する業務を行う中で、さまざまな市民団体との交流が生じ、NPO（非営利組織）の必要性を実感するようになったという。1999年にはNPO法人北海道NPOサポートセンターの理事長に就任した。

弁護士になって25年の節目の年を迎えた2003年、転機が訪れた。市民団体から推されて札幌市長選に出馬することになったのである。彼は、「それまで市政にはあまり関心がなかったが、それが問題だと気づき、立候補する決意をした」と当時の心境を語った。

市役所OBが市長になるという状況が40年以上も続いていた中、市民団体等の支援を得て立候補し、政令指定都市初の再選挙を経て当選した。2007年、任期を終えて再出馬し、再選した。

弁護士時代の取組みを市政に反映する

上田市長の施政方針は「市民の力みなぎる、芸術文化と誇りあふれる札幌」だという。その実現のため、NPOを促進し市民自治を内実化することを目的に、市民自治によるまちづくりの基本的な規範となる「札幌市自治基本条例」を制定し、さらに、「札幌市市民まちづくり活動促進条例」を制定した。市民まちづくり活動促進条例の特徴は、財政的な支援について、基金を設置して市民から寄付を募るという方法をとることで、市民が市民の活動を支えるという理念を財政的に具体化した点にある。また、子どもの権利条約を実践するため、「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」を制定した。さらに、弁護士市長ゆえの取組みとして、物置同然になっていた「旧札幌控訴院」の刑事法廷を復元し、別室でも司法の仕組みがわかる展示を行うなどして市民の司法への理解に努めている。

上田市長は、「市長になって実現したいと思っていたことの枠組みはようやくできました。これからはその内容を展開させるための取組みに邁進したいと思います」と抱負を語る。

24時間365日ほっとするときがない

「弁護士の仕事は一人一人の悩みを解決することなので、事件が終わった瞬間は、ほっとするときがありました。ところが、政治の世界は、大きな流れを作ることができても、その成果はすぐには目に見えません。政治は常に動かしていかなければならず、24時間365日、ほっとするときがありません」と弁護士業務と市長の職務との違いを上田市長は指摘した。その上で、「出生率が低下し、少子高齢化が進む中、行政にできることには限界があり、市民が負担を分担しなければならない時代になりました。そのことを市民に理解してもらうには、徹底的な情報提供と市民参加を実現する必要があります。それは官僚出身の首長には難しいと思います。政治的なしらがみがなく、自由に活動できる弁護士首長がもっと生まれて欲しいと思います」と語った。



市長室にて。

〔インタビュアー：日弁連広報室室長 中田 貴〕

市長のある一日

10:20	登庁	14:30~15:00	職員と打ち合わせ
10:30~11:00	緊急経済雇用対策推進本部会議	15:30~15:40	地下鉄延伸に関する要望書受理
11:00~12:00	職員と打ち合わせ	16:00~17:00	職員と打ち合わせ
12:15~13:00	昼食	17:20~17:40	北京市人民対外友好協会会長表敬訪問
13:00~14:00	定例市議会本会議	18:00~18:30	全国経済同友会セミナー懇親会出席
14:20~14:30	正副議長挨拶		帰宅

第6章

弁護士としての新しい展開－裁判官・検察官として

弁護士経験を積んだ人が裁判官や検察官になることを「弁護士任官」と呼んでいる。

日本の裁判官や検察官の大半は、司法修習を終了した後、直ちに判事補や検事としてそのルートに乗った人たちである。しかし、それでは組織が制度疲労を起こしかねない。弁護士経験を積んだ者が裁判官や検察官になれば、それらの職務により影響を及ぼすことが期待できる。このような視点から、1988年の「判事採用選考要領」で、いわゆる弁護士任官が制度化された。

2001年6月の司法制度改革審議会意見書は、裁判官制度について、「判事となる者一人ひとりが、それぞれ法律家として多様で豊かな知識、経験等を備えること」が重要であるとして、「判事の給源の多様化、多元化」を掲げ、弁護士任官を強力に推進する必要があるとした。そして、その実現のため、日弁連と最高裁判所で協議を行い、2001年12月7日「弁護士任官等に関する協議の取りまとめ」が成立、新しい弁護士任官制度が開始されることとなった。さらに2002年8月23日には、日弁連と最高裁判所の協議によって「いわゆる非常勤裁判官制度の創設について」が取りまとめられ、調停事件の活性化と通常任官の促進のための環境整備を目的として、民事調停事件及び家事調停事件の分野に、いわゆる非常勤裁判官制度が導入されることとなった。これについては、2003年1月から実働が開始された。

なお、検察官への弁護士任官にも並行して取り組んでいるが、まだまだ数が少ない。弁護士職務経験等の交流を深めていくなかで任官者が増えていくことに期待したい。

1 常勤任官者数

■ 弁護士会連合会別弁護士任官者（常勤）数 ■

任官年度	関東	近畿	中部	中国地方	九州	東北	北海道	四国	合計
1992	2	4	0	0	0	0	0	0	6
1993	3	4	0	0	0	0	0	0	7
1994	2	6	0	0	0	0	0	0	8
1995	0	2	0	0	0	0	0	0	2
1996	1	2	2	0	0	0	0	0	5
1997	3	1	0	0	1	0	0	0	5
1998	2	0	0	0	0	0	0	0	2
1999	3	1	0	0	0	0	0	0	4
2000	4	0	0	0	0	0	0	0	4
2001	3	0	1	0	0	0	0	0	4
2002	3	2	0	0	0	0	0	0	5
2003	5	4	1	0	0	0	0	0	10
2004	5	1	0	1	1	0	0	0	8
2005	4	0	0	0	0	0	0	0	4
2006	2	1	1	0	1	0	0	0	5
2007	4	2	0	0	0	0	0	0	6
2008	2	1	0	1	0	0	0	0	4
2009	5	1	0	0	0	0	0	0	6
合計	53	32	5	2	3	0	0	0	95

【注】2009年度は10月1日現在の数である。

2 非常勤任官者数

■所属庁別弁護士任官者（非常勤）数■

所属庁	民事・家事の別	2004年1月	2004年10月	2005年10月	2006年10月	2007年10月	2008年10月	2009年10月	累計
		第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	
		任官者数	任官者数	任官者数	任官者数	任官者数	任官者数	任官者数	
東京	民事	7	10	8	10	5	9	8	79
	家事	5	2	1	5		8	1	
横浜	民事	2			2				12
	家事		2	1	3			2	
川崎	民事				1		1		2
さいたま	民事			1	1				6
	家事			2	1	1			
千葉	民事			2	1		1		5
	家事				1				
大阪	民事	4	4	3	6	3	5	2	43
	家事	3	2	1	5	1	4		
堺	民事				1		1		2
京都	民事	2	1		1		2		10
	家事		1	1			1	1	
神戸	民事			2	2	1	1	2	10
	家事				1		1		
名古屋	民事	3	2		4		6		27
	家事			3	3	1	2	3	
広島	民事			2	1	1		1	6
	家事						1		
福岡	民事	2	2		2		3		12
	家事			1	1	1			
小倉	民事				1				1
仙台	民事			2	1	1	1	1	7
	家事				1				
札幌	民事	2	1		2		2		11
	家事		1	1		1	1		
高松	民事			1	1	1		1	4
合計		30	28	32	58	17	50	22	237

【注】2年の任期の途中で、通常任官等により退官した者があるので、実働者は上記の数字より減っている。

3 弁護士任官者インタビュー

常勤裁判官

阿部 雅彦 1997年弁護士登録（横浜弁護士会）
〔2003年10月裁判官任官／札幌家庭裁判所勤務〕

弁護士を6年半務めた後、裁判官に任官し、東京地裁民事部、札幌地裁民事部を経て、2008年4月、札幌家裁に配属となり、現在は、離婚訴訟等の人事訴訟事件、後見開始や後見監督等の成年後見等事件、少年審判や観護措置等の少年事件を担当しています。

弁護士時代、裁判を通じて裁判官に対する不満が増す一方で、ならば自分でやったらどうなる？と興味がわき、任官しました。また、司法改革に一役買いたいという気持ちもあり、弁護士の仕事がややマンネリとなり自分自身に伸び悩みを感じたことも動機です。

裁判官として裁判実務を担当すると、事件を有利な解決に導くために、どんな訴訟活動が有効で、どんな主張・立証が無意味であるかが、非常によく見えます。裁判官になったことで、事実認定の力や法律の解釈等、いろいろな新しい知識や能力を得ることができました。実務法律家として一回り成長できたと思いますが、こういう成長は、あのまま弁護士を続けていたら、あり得ませんでした。また、違う立場から同じ裁判を見ることは素直に楽しいし、夜や土日の来客はなく、判決起案は自宅に持ち帰ってできますから、弁護士時代より時間の融通もつき、明らかに生活に余裕ができました。家に帰って家族と夕食を食べ、子供たちとふろに入って（子供たちが寝静まったら判決起案ですが）、土日は家族で北海道めぐり。裁判の期日や来客、書面の起案や接見等に追われて夜更けまで帰れず土日も出勤していた弁護士時代と比べれば、はるかに人間らしい暮らしをしています。

弁護士としての経験は、当事者や弁護士の気持ち、事情が分かるという点で役に立ちます。逆に、裁判官の心を自ら経験して知ることは、弁護士としての能力のアップという観点に立てば間違いなくプラスです。裁判所のためにも、自分自身の法律家としての人生の幅を広げるためにも、一度弁護士を卒業し、裁判官をやってみること、お勧めしたいです。



北海道北竜町のひまわり畑にて
弁護士時代を回想する。

非常勤裁判官

守屋 典子 1993年弁護士登録（東京弁護士会）
〔2007年10月民事調停官／東京簡易裁判所〕

私は、2007年10月から東京簡易裁判所で調停官をしております。弁護士になって15年を過ぎ、漠然とではありますが、事件を異なる視点から見てみたいと感じるようになっていた頃、調停官のお話をいただきました。当事者を離れて事件を中立の立場から見て判断するという立場にたてる機会を得たのです。当初は、ベテランの調停委員のみなさんとの関係の持ち方等難しく感じる点もあったのですが、次第にそのような感覚も忘れて、調停官という仕事自体の面白さにいわばはまっていったように思います。それでは、いったい何が面白いのかということですが、第1は事件の多様性です。長く弁護士をしておりますと、やはり担当する事件に偏りが出てくるのではないのでしょうか。ひょっとしたら苦手な事件を無意識に避けているのかもしれませんが。

ところが、調停では1度も対応したことのない種類の事件も少なくなく、その内容や解決の仕方が興味深く大変勉強になりました。第2は事件の進行です。第1回目に争点を見極め整理して、その後の調停の進め方の道筋をつけるということです。これが非常に面白い。第3は当事者の説得です。具体的な事件をどう解決するか。調停はもちろん当事者の話し合いによる解決であり、裁判所はいわばそれを助ける立場です。大変難しいことではあります

6 弁護士としての新しい展開—裁判官・検察官として

が、当事者双方の主張を聞き、できるだけ双方に納得していただけるように考え、調停案を呈示することもあります。難しい事件で調停が成立したときは大変嬉しく思います。

最後になりましたが、調停官になって、弁護士と裁判官のいろいろな面での相違もわかりました。なかなか面白い発見もありましたが、それはさておき、やはり弁護士から見て裁判官の何よりうらやましい点は優秀な書記官や事務官のフォローがあることでしょう。それから、広々とした部屋で電話に邪魔されることもなく記録を読めるということ。まあ、時々、裁判官の笑い声が聞こえたりはするのですが。

非常勤裁判官から常勤裁判官になって

下嶋 崇 1999年弁護士登録（千葉県弁護士会）
 [2006年10月千葉簡裁民事調停官]
 [2009年4月裁判官任官／名古屋高等裁判所勤務]

私は2年半千葉簡裁で民事調停官を務めてから裁判官に任官し、この4月に名古屋高裁に着任しました。調停官（いわゆる非常勤裁判官）制度は調停の充実と並んで弁護士任官推進を目的として設けられたものですが、正直、応募した時点で任官は念頭になく、するとしてもずっと先だと思っていました。調停官への応募自体、自分が最適任とは思えなかったため、他に応募者がいたら辞退するつもりでした。

そんな私が遂に常勤の裁判官になってしまったのは、調停官時代優秀で気さくな職員に恵まれ、裁判所の職務環境に魅力を感じたのが大きかったと思います。また、調停手続でもしばしば即決を求められますが、それはそれでやりがいがあり、判断業務も面白いと感じました。もちろん動機は他にもありますし、家族のことなどを考えて逡巡もしましたが、とにかく調停官経験がなかったら今任官することはなかっただろうと思います。

私はまだ任官して2か月程度であり、任官後の生活について多くは語れませんが、日々いろいろなことを学べることや、合議体の一員としてですが自分の思考を判決等で表現できることに満足しています。もちろん、今後質量ともに増える業務に堪えるのは大変だと思いますが、任官するにあたって弁護士の先輩や仲間、裁判所職員や依頼者の方々に激励して頂いたことを忘れず、精一杯頑張りたいと思います。

さて、調停官が裁判官に任官するのは、弁護士側も裁判所側もお互いの相性を確かめているわけですから、適切な喩えかどうかともかく「恋愛結婚」に似た部分があるように思います。もちろん結婚同様、任官しなければ見えない部分もありますが、いきなり任官するよりは遙かにギャップは少ないはずで。調停官から裁判官に任官した者のひとりとして「良縁」が続くことを期待しますが、任官云々を措いても、弁護士のまま裁判官の立場で紛争解決に寄与できるのはとても得難い経験です。是非多くの先生方に調停官になって頂きたいと思ひます。





私は、弁護士を16年、検事を14年ほど経験した後、公証人となり、現在は神奈川県西部にある小田原公証役場において執務をしています。

小田原公証役場の取り扱う主たる業務は、遺言・任意後見・離婚・賃貸借・債務弁済等の公正証書の作成、会社定款・私署証書等の認証等ですが、このうち遺言公正証書の作成が業務全体のかなりの部分を占めます。小田原公証役場は遺言公正証書の作成手数料で維持されているといっても過言ではありません（公証人の収入源は政令で定められた手数料のみであり、これで役場の賃料や書記の給料等を支払い、役場を維持しなければならないのです）。

遺言公正証書の作成依頼は、弁護士・司法書士等の法律専門家からのルート、都市銀行・信託銀行等の金融機関からのルート、遺言者本人又はその親族からのルートの三つに大別されます。この中で公証人がやりがいを感じるのやはり遺言者本人からの依頼ということになります。私は、ほとんど毎日のように遺言書を作りたいという方の訪問を受けて、作成相談に乗っていますが、来訪者はやはり高齢の方がほとんどです。高齢者はなかなか本題に入らない方も多いため、しばらくは愚痴めいた話も聞かなければなりません。また、遺言する方の人的な背景が複雑で、遺言内容を理解するのに相当時間のかかるケースもあります。それでも時間の許す限り丁寧にお話を聞くようにしています。

遺言公正証書の作成で一番悩ましいのはやはり遺言能力の問題でしょう。認知症や精神疾患、高齢・病気等による衰弱等、遺言能力の有無については、時にはぎりぎりの判断を迫られることもあります。

公証人の仕事は、基本的には公正証書の作成等に限定されていますから、弁護士とは違って、その案件に必要以上に首を突っ込むということはありません。その意味では気楽であり、仕事でストレスが溜まるということもありません。私は、これからも心身ともにゆとりをもって公証人の仕事を続けて行きたいと考えています。

弁護士過疎地で活動する弁護士

1 ひまわり基金法律事務所

「ひまわり基金法律事務所」（過疎地型公設事務所）は、弁護士過疎の解消のため、日弁連、各地の弁護士会連合会、弁護士会が関与して開設・運営される法律事務所であり、「日弁連ひまわり基金」による開設費用や運営費用の援助等が行われている。2000年6月、鳥根県浜田市に「石見ひまわり基金法律事務所」が開設されて以来、累計97事務所が設置されている（2009年10月1日現在。本書229頁、第3編第6章第2節²「日弁連ひまわり基金による公設事務所の設置状況」参照）。

実際にひまわり基金法律事務所へ赴任している弁護士に、志望理由、法律相談・事件の特徴、やりがいなどを聞いた。

日南ひまわり基金法律事務所 所長

豊田 裕康（宮崎県弁護士会）

〔所在地 宮崎県日南市／2002年8月1日開設〕

* 豊田弁護士は3代目所長（2008年8月1日～）

ひまわり基金法律事務所を志望したきっかけ

現在ではひまわり基金法律事務所と法テラス事務所がある私の生まれた長崎県の五島列島福江島は、弁護士不在の状態が永く続いた地域です。私の親族には、多重債務やカネミ油症事件といった弁護士に相談すべき悩みを抱えた人が多かったのですが、弁護士に相談する際は、長崎か福岡に行く必要がありました。したがって、私が弁護士になろうと決める前より、身近に弁護士がいてくれたらという声をよく聞いていました。その後、五島にひまわり基金法律事務所ができたという報道に接し、さらに大学時代の勉強仲間である北條将人弁護士が熊本県の天草ひまわり基金法律事務所の初代所長として赴任されたことから（現在は横浜市に開設された「かながわパブリック法律事務所」（都市型公設事務所）に勤務）、ひまわり基金法律事務所存在を強く意識するようになり、弁護士過疎地域で働こうと思うようになりました。



法律相談・事件の特徴

私が赴任してからの総相談件数218件のうち、多重債務相談が117件です（2008年8月～2009年5月）。しかし、今年に入ってから、無料多重債務相談は2回に1回は予約者がおらず、毎月の多重債務の新件も6件程度です。以前に比べれば多重債務相談は減少傾向にあります。次に相談が多いのが家事で45件です。訴訟により地域の対立を深めてしまった経験があるので、現在では訴訟依頼があっても交渉期間を長めにとるようにしています。

幸せを感じる瞬間

弁護士一般に共通でしょうが、依頼者から「ありがとうございました」「先生のおかげで助かりました」と言われた瞬間は、弁護士になって良かったと思います。それから、私が赴任して一番うれしかったのは、交渉案件で、「こんなことなら先生に依頼しなかった」「相手の言い分ばかり聞いている」と罵倒され続けた依頼者から、事件解決後に報酬をもらい「ありがとうございました」と言われた時です。



これからの意気込み

日南にひまわり基金法律事務所ができてから7年になりますが、未だに事務所の存在を知らない人が多く、また、事務所の存在を知っていても法律事務所の敷居が高いので、まずは別のところへ相談に行くという人がかなりいます。したがって、日南に根ざして事務所の存在を広め、少しでも身近な存在となれるよう、地域の人たちとの交流を増やして行きたいと思っています。

2 弁護士過疎地での開業

日弁連は、2008年1月、「弁護士偏在解消対策地区」（地方裁判所の支部単位で弁護士1人あたりの人口が3万人を超える地域）での弁護士の開業を促進するため、「弁護士偏在解消のための経済的支援」制度を新設した。弁護士業務の多様化－弁護士過疎・偏在解消に取り組む弁護士のための支援策として、今後の活用が大いに期待される（制度概要と2009年8月末日現在の利用状況は本書233頁参照）。

以下では、実際に「弁護士偏在解消のための経済的支援」制度を利用して弁護士過疎地に開業した弁護士へのインタビューを紹介する。

なお、従前から行われていた「日弁連ひまわり基金」による「定着支援」制度は、2010年4月1日から「弁護士偏在解消のための経済的支援」制度へ統合される。

福島県南相馬市で開業して

若杉 裕二（福島県弁護士会）
〔2008年11月福島県南相馬市で開業〕



宮城県生まれのため、はじめは仙台で開業することを考えていました。しかし、司法修習生のとき、相馬ひまわり基金法律事務所の葦名ゆき弁護士（当時）の話を聞き、福島県の浜通り（沿岸部）は、弁護士が足りないことを知りました。「せっかく弁護士になったのだから、必要とされるところで働きたい」と考え、福島県弁護士会会長の浅井嗣夫弁護士（当時）のもとで1年間お世話になることになりました。

当初は、裁判所（福島地裁相馬支部）のある相馬市で開業する予定でしたが、南相馬市から、「ぜひ南相馬市に来て欲しい」という話がありました。南相馬市は、相馬野馬追で知られる歴史ある町で、サーフィンのメッカとしても知られています。人口は7万人を超え、かつては弁護士も2人いましたが、当時は高齢の弁護士がお1人の状態でした。私は、南相馬市の方のお話を聞き、「これも何かの縁だ」と考え、南相馬市で開業することを決めたのです。

南相馬市には、開業準備の段階から相談に乗っていただき、たいへんお世話になりました。また、開業資金として、200万円の補助金を受けました。法律事務所に対する自治体の補助金としては、鳥取県に次いで全国2例目だそうです。また、日弁連の弁護士偏在解消のための支援策を利用して、350万円の貸付も受けました。おかげで、2008年11月には、事務所の開業にこぎつけることができました。

開業した直後は相談も少なかったのですが、市役所や福島県弁護士会のお力添えもあって、だんだん忙しくなってきました。これまでに半年で100件以上の相談を受けています。内容はやはり多重債務が多く、次いで離婚や相続となっています。南相馬市から相馬市までは車で30分以上、福島市までは1時間20分以上かかります。相談者の方から「先生が来てくれなければ、相談できなかった」と感謝されると、南相馬市で開業してよかったと素直に思います。いまは忙しすぎるのが悩みですが、現在、乗馬を習い始め、これからはゴルフや釣りにも挑戦したいです。これからも一生、南相馬市で弁護士をやっていくつもりです。

法テラスで活躍する弁護士

日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）は、「市民が司法を利用しやすい社会（民事、刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会）」を実現するために、総合法律支援法に基づいて設立された法人である。

その法テラスに勤務し、市民に法的サービスを提供しているのが「スタッフ弁護士」である。

スタッフ弁護士は、都市部においては、民事法律扶助事件及び国選弁護事件・国選付添事件等を中心に取り扱っており、司法過疎地域においては、これらに加えて、法律相談、事件の受任などの有償による法律サービスの提供を行っている。また、先進的な取組みとして関係機関等との連携ネットワーク構築等に取り組んでいる。

本章では、各地の現場で日々奮闘しているスタッフ弁護士へのインタビューをお届けしたい。

地域のネットワーク形成への取組み

法テラス埼玉法律事務所
谷口 太規（埼玉弁護士会）

スタッフ弁護士を志望した理由

国の組織である法テラスが持っている公共的な色彩の部分弁護士立場で活かすことによって、法律事務所に対する垣根を低くしたり、あるいは地域の関係機関と連携して、これまで法的なサービスを受けることができていなかった人々に対してもっと近づくことができるのではないかと考えたからです。

スタッフ弁護士としてのやりがい

地域の関係機関と連携して、既存のセーフティーネットの網からこぼれ落ちてしまっていたような人の支援ができた時です。自分が考えていたような活動の実践によって、希望もなく俯いていた人たちが、顔を上げ、新たな一歩を踏み出すことができた時には、スタッフ弁護士になって良かったと思いました。

地域ネットワーク形成に向けた取組み

これまで地域のセーフティーネットを担ってきたのは行政や警察でしたが、必ずしも専門的な法的対応がなされていたとは言えなかったと思います。塩漬けになってしまっていたり、たらい回しにされるような事態も多くありました。そこで、私は赴任以後、福祉分野を担ってきた行政機関等（埼玉県内の市区町村の福祉課、地域包括支援センター、障害者生活支援センター、DVシェルター等）を訪ねて回り、勉強会や出張相談会を通じて、連携できる体制を確立するよう努めてきました。当初は、「弁護士が一体何をしてくれるのか」と困惑されることもありましたが、具体的な事案について寄せられた質問等一つ一つ丁寧に対応していくうちに信頼関係が生まれていったと思います。

高齢者・障害者・生活困窮者といった分野は、法的な対応とともに、継続的な生活支援等をすることで、初めてその人達の安心した生活が保障されることとなります。そのためには、弁護士による法的支援、福祉関係者による生活支援の両者が有機的なネットワークを構築することによって、その人達の包括的な支援が可能となります。また、支援の一極集中化も避けられ、無理のない継続的な支援を可能とします。

休日の過ごし方

今は本当に忙しく、土曜日や日曜日でも埼玉県内の警察に接見回りをすることが多いです。休みが取れた時は、読みたかった小説や、映画を観たり、あとは平日に全くできなくて、たまった家事ですね。何の面白みもない答えですが（笑）。あっ、年に一度のロックフェスティバル参加は毎年欠かしていません。まだまだ若者のつもりです。



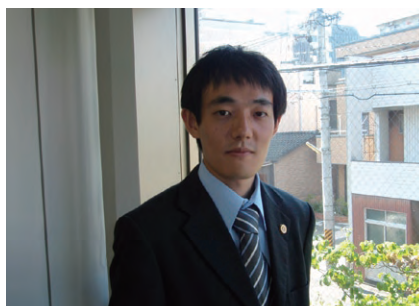
今後のスタッフ弁護士制度への期待

スタッフ弁護士は、その機動性と専門性を活かして、また、収益を生まない業務にも力を注ぐことができます。そのため、積極的に地域の権利擁護のネットワークを構築し、その核となっていくこともできます。従来の弁護士がほとんど関与してこなかったこうした分野において、スタッフ弁護士がプロフェッションを獲得することができますし、そうすることが、この社会をあまねく法で照らすという法テラスの志にかなうと思います。

〔インタビュアー：日本司法支援センター対応室嘱託 高橋 太郎〕

刑事専門事務所を目指した取組み

法テラス和歌山法律事務所 山本 彰宏（和歌山弁護士会）



スタッフ弁護士を志望した理由

私が赴任している法テラス和歌山法律事務所の特徴は、ほぼ刑事・少年事件に特化しているのですが、まさに私自身、弁護士としての色々な活動の中で、刑事事件と少年事件に興味があったからです。

赴任前も、刑事事件を数多く手がける北千住パブリック法律事務所（東京弁護士会）に入所し、民事事件もさることながら、捜査弁護から上告審まで、1年間で色々経験させていただきました。

刑事・少年事件について

和歌山に赴任してから、刑事・少年事件だけで、最も多いときは24件ほど抱えていました。かなり大変でしたが、やりがいはずっとありました。現在は件数自体はやや落ち着き気味ですが、いわゆる重大事件も数件抱えていますし、和歌山での裁判員裁判第1号事件を共同で担当することになり、身が引き締まる思いです。修習時代に少年事件を見たことで、少年事件にもとても興味を持ちました。東京での1年間で15件ほど経験していましたし、今も積極的に受任しています。

弁護士会の委員会活動

刑事・少年関係の委員会にも積極的に参加しています。先日、県の社会福祉協議会の児童福祉専門分科会の委員にも任命されました。また、少年関係では、子どもの権利委員会の副委員長や、日弁連の全面的国選付添人制度実現本部の委員などもさせていただき、月に1度位のペースで東京にも出張しています。

仕事の中での充実感

刑事事件は、なかなか報われることがないのですが、その中で自分の主張が通ったときにはやはり喜びを感じますね。あと、少年事件では、犯罪を犯してしまった少年と、何度も接見を重ねる中で、どんどん成長していく姿を目の当たりにすると、すごく嬉しくなります。東京時代に担当した少年とは、今でもやりとりがあって、東京に戻ったときに、一緒に食事をしたりしたこともあります。

仕事の進め方で意識していること

最近は朝型で過ごしています。朝5時頃に起きて、午前中までにデスクワークや起案をして、午後からは接見に行くという状態です。夜は接見室が埋まることがあるので、朝型で行動することが便利だと考え、そうしています。

東京と比較して

東京でも和歌山でも忙しいことには変わりがないのですが、和歌山に入ってから自分のペースで仕事ができるようになりました。それは嬉しいですね。東京時代は移動が電車でしたが、和歌山では車での移動になり、運転に気を付けつつも、いい気分転換になっています。

オフの過ごし方

赴任して1年間は、車で和歌山の色々なところに足を運びました。今でも接見の時に足を伸ばしたりしていますが、最近はどちらかというと家で過ごすことも多いです。

これからの意気込み

これまで同様、受任した事件は、誠実に取り組んでいきたいと思っています。「刑事事件で一番大事なのは熱意である」という先輩の教えを実践して、依頼者のために尽くしていきたいと思っています。

また、刑事・少年事件に関連して、これらの周辺領域の整備にも積極的に携わりたいと思います。最近、県の職員や保護観察所の方など、更生保護に関係する有志の集まりに誘っていただきました。

東京と違って、和歌山では、更生のための施設がまだまだ少ないので、成人、少年、ホームレス、薬物関係など、色々なネットワークを構築して、更生のための環境を整える活動にも積極的に参加していきたいです。

〔インタビューア：日本司法支援センター対応室嘱託 林 信行〕

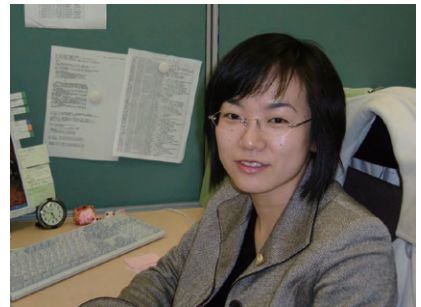
司法過疎解消に向けた取組み ①

法テラス可児法律事務所
山内 沙絵子（岐阜県弁護士会）

スタッフ弁護士を志望した理由

私の出身地は、管内人口50万人を超えるにもかかわらず、数年前までは弁護士数名の司法過疎地でした。そのような状況で育ったため、せっかく弁護士になったのだから、自分自身も司法過疎地で地元の人達の役に立ちたいという気持ちが自然に芽生えていました。

また、以前から、弁護士に対する敷居を下げ、法律問題が法律によって適切に解決されるような社会にしたいという気持ちもありました。この弁護士の敷居の高さのひとつに弁護士費用の問題があると考えています。法テラスの民事法律扶助制度を利用すれば、少なくとも弁護士費用が障害となって、弁護士への依頼を諦めるという事態にはなりません。そうしたことから、東京パブリック法律事務所での養成期間の後、法テラスのスタッフ弁護士として、司法過疎地に赴任しました。



スタッフ弁護士として幸せを感じる瞬間

時間をかけてじっくりと取り組んで、赤字を気にせずに活動した結果、依頼者にとって良い結果が得られたときです。また、スタッフ弁護士という立場だからというわけではありませんが、事件が解決して依頼者が元気な笑顔を見せてくれたときや、依頼者から「先生にお会いできて良かった」と言われたときには、「ここに来て良かった」とやりがいを感じます。

可児での活動の特徴・やりがい

地方はどこでも同様の状況かと思いますが、移動距離が長く、自動車の運転が欠かせません。また、可児には外国人が多いにもかかわらず、言葉の壁もあり、外国人のほとんどが法的援助を受けることができないのが現状です。そのため、行政機関とも連携し、外国人の法律相談及び事件受任の試みをしています。しかし、多くのニーズに満足に対応できているとまでは言えないので、心苦しい限りです。まだ法的援助を受けることができていない人たちのために、一層頑張っていかなければならないとの思いが、やりがいにもつながっています。

オフの過ごし方

岐阜県は自然豊かな場所で、東京に比べて四季の変化を肌で感じることができます。そのため、初めて購入したマイカーでドライブを楽しむことも多いです。また、大型ショッピングモールも周辺に点在しているため、ショッピングモールで買い物をするなどして楽しんでいます。

これからの意気込み

微力ではありますが、赴任地の司法過疎解消に少しでも役立ち、一人でも多くの依頼者の笑顔を取り戻すことができればと思っています。

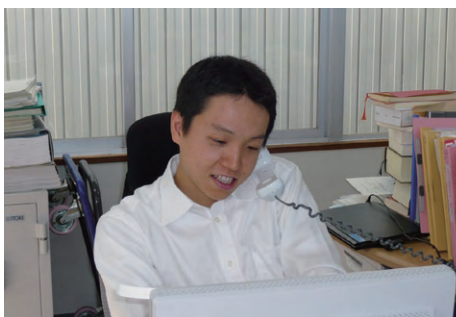
〔インタビュアー：日本司法支援センター対応室嘱託
高橋 太郎〕

◆法テラス可児◆

岐阜地方・家庭裁判所御嵩支部及び多治見支部の両管内をカバーする。管内人口は約60万人（2009年5月現在）。御嵩支部管内弁護士数は6人、多治見支部管内は9人（2009年5月現在）。

司法過疎解消に向けた取組み ②

法テラス安芸法律事務所
鎌田 毅（高知弁護士会）



スタッフ弁護士を志望した理由は

私が法テラスで勤務することをおぼろげながら希望するようになったのは、司法試験の受験勉強中でした。父が弁護士をしている関係もあり、具体的な目標も持たず、ただなんとなく勉強をしていたころ、何気なく読んだ司法改革に関する新聞記事の中の、「司法支援センターの設立を準備中」との記事に目が留まりました。

当時、私は父から聞く弁護活動の話（大半が愚痴だったように思いますが、国選弁護や少年事件などの話も聞くこともありましたが）から、公的な分野に多少興味を持っていたにしても、弁護士の具体的な仕事内容も知りませんでしたが、なぜか記事に書かれていた「公的な弁護士」という存在に魅力を感じ、以来おぼろげながら自分の目指す弁護士像が形作られていったことを憶えています。

最終的にスタッフ弁護士を志望するようになったのは、司法試験合格後、就職説明会に参加したときでした。何回か就職説明会に参加し、司法修習を経るにつれ、一般弁護士も様々な分野で公的活動に取り組んでいることを知り、法テラスでなくとも自分の思う弁護士活動ができることは分かりましたが、受験時代に抱いていた憧れと、法テラスの理想を熱く語る諸先輩方の話に引き込まれ、「ここまで熱く話すのなら、きっとすばらしいところなのだろう」と感銘を憶えてスタッフ弁護士を志望することとなりました。

スタッフ弁護士として幸せを感じる瞬間

スタッフ弁護士として赴任して2年近くになりますが、相談に来たときはとても暗い顔をしていた多重債務事件の依頼者から、解決後、すっきりとした顔で「ありがとうございました」と言っていたときなどには、ささやかですがやりがいを感じています。このような経験はスタッフ弁護士でなくとも大なり小なりなさっているでしょうから、私の取組みが足りないのでしょうか、「スタッフ弁護士として」やりがいを感じたことはまだありません。また、スタッフ弁護士が取り組むべきとされている分野（生活保護、高齢者福祉など）に関われば関わるほど、以前から諸先輩方が手弁当で先進的な取組みをなさってきたことに感嘆し、「次も頑張らなくちゃ」と思うことばかりで、まだやりがいを感じるまでには至っていない、というのが現状です。

ただ、これは、やりがいと言えるものではないですが、スタッフ弁護士になって良かったと感じているのは、全国で様々な分野に一生懸命取り組んでいる仲間がいて、その仲間達から毎日のように取組みについての報告がなされることです。そんな仲間が全国にいて、お互い刺激し合いながら日々の業務に取り組むことができるのはスタッフ弁護士の大きな魅力と言えるのではないかと思います。

オフの過ごし方

やはり健康を害して依頼者に迷惑をかけてはいけなないので、土日のどちらかは休みを入れるようになっています。1人暮らしなので、休日は炊事洗濯や散歩をして1日過ごすことが多いです。

高知にせっかく来たのに豊かな自然に触れないのはもったいないので、東京とは比べ物にならないほど新鮮な海産物を味わうのはもちろんのこと、四万十川へカヌーに行ったり、海へ釣りや海水浴に行ったりしています。カヌーに乗って川の真ん中から四万十川の雄大な景色を眺めていると、日々のストレスなど一気に忘れてしまいます。

これからの意気込み

任期も残すところ1年強となりましたが、まだまだ経験が浅く、日々の業務に手一杯というのが実情です。先ほども述べましたが、スタッフ弁護士が取り組むべきとされている分野には、多くの先輩達がおられます。すぐに諸先輩方に追いつくことができるわけではありませんが、少しでも近づいて、依頼者に、「この事務所に来てよかった」と思ってもらえるようなサービスを提供できるように研鑽を重ねていきたいと思っています。

〔インタビューアール：日本司法支援センター対応室囑託 林 信行〕

法テラスでは、スタッフ弁護士以外にも弁護士が活躍している。

法テラス本部で情報提供課長として勤務する佐々木文弁護士にインタビューを行った。

法テラス本部 情報提供課長

佐々木 文（第一東京弁護士会）

担当している業務

法テラスの情報提供業務とは、法的トラブルの解決方法や相談先が分からない方に対して、解決に役立つ法制度と適切な相談窓口の紹介を行うものです。具体的には、全国的な対応窓口であるコールセンター（電話及びメールで対応）と各地方事務所（面談及び電話で対応）での情報提供業務を担当しています。

法テラス本部勤務を志望した理由

情報提供は法テラスができるまで国の業務として取り組まれていなかった新しい分野ですし、法的トラブルの解決のための最初の窓口であり、身近な司法を実現する第一歩となるところなので、とてもやりがいがあると考えました。

一日の生活

朝9時半始業、夕方6時終業の常勤勤務です。普段は中野坂上の本部にいますが、地方事務所への出張も時々あります。

実際に勤務してみて感じたこと

提供する情報の中味をチェックするには法律の専門家が必要です。また、弁護士は市民に近いところでの実務経験を持っていますので、現場の実情や利用者のニーズを踏まえた業務を組み立てる際に弁護士経験が役立つと思います。事業内容の企画立案、業務改善から組織の管理職としての業務（部下の指揮監督・人事評価等）まで行うのですが、理念を大きな組織の中でどう実現するかという醍醐味もあります。ただ、常勤ですので、自分の弁護士業務にあまり時間を使えないのがつらいところです。兼業許可をもらって弁護士業務もしていますが、裁判所の期日に出るには時間単位の年休を取得しなければなりませんし、打ち合わせや起案も夜や土日などになってしまいます。



法テラス本部で働くことに関心がある弁護士に一言

弁護士であることを基盤としながらも、弁護士、あるいは弁護士会の中からという視点から少し離れて、日本社会全体の中での司法・法曹のイメージやビジョンを持ちやすいと思います。そういうことに関心があるなら、とても面白い仕事です。

〔インタビューアール：情報統計室室長 相川 裕〕

教育、メディアを始め多様な分野で活躍する弁護士

弁護士の活躍する場面は、一般事件の処理にとどまらない。

本章では、業務として事件を担当しながら、弁護士会の委員会のメンバー、法科大学院専任教員、一児の母として、さらにメディアに出演するなど幅広く活躍している道あゆみ弁護士の声を聞いた。

弁護士法人早稲田大学リーガル・クリニック
早稲田大学大学院法務研究科専任教員
道 あゆみ（東京弁護士会）

【聞き手】工藤 美香〔司法改革調査室嘱託〕

【工藤】今、どんなお仕事をされていますか。

【道】民事がほとんどですけれども、裁判などを含めた弁護士の仕事をももちろんしています。それ以外に時間を割いているのが、教育の仕事です。ここは早稲田大学のキャンパスの一角にある事務所なんですけれども、ここで、実務を通じた「臨床教育」の授業を実施しています。その他、弁護士会の委員会活動などもしています。

【工藤】どういうふうにご時間を使っていらっしゃいますか。弁護士業務と教育、さらに東弁の両性の平等に関する委員会の委員長などの各種委員会活動、お子さんもいらっしゃいますよね。

【道】多分、何もちゃんとできていません（笑）。冷や汗をかきながら、綱渡りのような毎日を過ごしています。

【工藤】どんなふうにご自分の持ち場を広げてこられましたか。

【道】そもそも、広げることがいいことかわからないし、広げなくてもいいのかもしれませんが、結果的に広がったのは、とても幸せなことだとは思っています。そして、出会いにはとても恵まれてきたとも思っています。出会いそのものがとても楽しいし、自分を豊かにするので、一つ一つ、そういうものを大切にしたいという気持ちがあるのは間違いなはずです。

【工藤】道さんは2001年9月から2年間、日弁連の司法改革調査室の嘱託でしたが、嘱託になられた経緯は。

【道】2001年に留学から帰ってきた直後、修習生のときに就職活動でお会いしたきりの先輩の弁護士に、突然声をかけていただきました。法科大学院との縁も、この司法改革調査室に入ったことがきっかけで生まれました。

【工藤】いろいろな活動をされている中で、ある活

動が、別の仕事とか役割に生かされていくことをお感じになるようなことはありますか。

【道】弁護士の仕事というものを、従来とは違う視点から見るチャンスに恵まれることがあります。例えば司法制度改革に携わっているとき、それは、法律を使うよりむしろつくる仕事に近いわけです。そうするとそれまでやってきた弁護士業の在り方は絶対ではない、と思うようになります。法律や制度をつくり、変える中で、弁護士の仕事の可能性を広げていけるのではないかと、などと考え直すこともありました。

【工藤】今までの業務で一番印象に残ったことは、どんなことでしょうか。

【道】ご依頼者の依頼を受けて、交渉なり裁判をするなりという業務の中で、感謝されることがあると、やはりそれは鮮明に記憶に残ります。そういう感動があるというのは、なんと言ってもこの仕事の醍醐味ですよね。もちろん、先ほどふれた司法改革調査室の嘱託の仕事も、「日本ってこういう国だったんだ」と思い知ること、驚くことも多く、違う意味の感動があって、とても印象に残っています。あとは、今やらせていただいている教育ですね。これもまた違う意味で、感動のある仕事です。教壇に立って、むしろこちらが学生さんからエネルギーをもらっているし、いろいろ学ばせてもらっています。

【工藤】最近、マスコミに出ることもあるようですが、どのような経緯でメディアに出演されるようになったのでしょうか。

【道】嘱託時代にはマスコミの方と日常的に接触していました。また、それとは別に、やはり修習生のときにお世話になった先輩の弁護士に、声をかけて頂いたということもあります。

【工藤】出演の際に、事前の打合せはあるんですか。

9 教育、メディアを始め多様な分野で活躍する弁護士

【道】今ご縁のある番組については、大筋の打ち合わせはしますが、一つ一つのやりとりまで具体的に詰めておくようなことはしません。なので、1000本ノックというか、何を求められるか、その場になるまでほんとにわからない中、「弁護士の信用を失墜させちゃいけない」という強迫観念でやっています（笑）。なかなか思うようにはいきませんが…。

【工藤】メディアに出演することを、どのように捉えていますか。

【道】（メディアは）独特の緊張があるし、私たちにとって、やはりなかなか慣れない世界なんですよ。だけど、メディアって、ある意味、政治と並んで日本を動かしていることが多いのが実情です。そういう意味で、良かれ悪しかれある種の権力でもある。それを垣間見るということは、司法改革調査室にいたときに立法の世界を垣間見た経験にも通じる、それ自体とても貴重な経験だと思っています。メディアがどういう思考過程で番組をつくり、どういう方向性で報道をしているのか。それを知ることは、なんとというか、この社会の全体構造を知る上でも、大変勉強になります。

【工藤】メディアに出演することのメリット、デメリットというのはありますか。単純に考えると、メリットは、顔が売れてお客さんが増えるだけか。

【道】それは全くないです（笑）。むしろ、弁護士業務がおろそかになっていると言われないよう、余計に緊張します。

【工藤】今後、もっとメディアと関わる弁護士が登場することがあっていいのかもしれないですね。

【道】おそらく、今まで弁護士会は、どちらかと言えば、メディアに距離を置いてきたのではないかと思います。確かに、メディアの危険性や限界というのは一般論としてありますから、当然のことだと感じます。でも、実は弁護士会や弁護士がやりたいことを成し遂げる上で、メディアというのは非常に有用なこともある。立法や政治を動かすのと、それは同じように。そのことを、弁護士や弁護士会がどう考えるかだと思うんです。

もちろん、だからと言って、そのことが、みだりに弁護士がメディアに出演することに直結はしないとも思います。そもそも、メディアに出演することは、とても「怖い」ことでもある。この会議室で一言しゃべるのと、テレビでしゃべるのでは、明らかに違います。私も、その「怖さ」、責任の重大さだけは、忘れないでおこうと思っています。この「怖

さ」を忘れてしまうことが一番怖いと思っているんです。メディアに出ることでも勘違いしてもいけないし、そのことを軽く見てもいけない。

私自身、いつまで今のような形でメディアとのご縁があるかわからないとも思っています。逆に言えば、その程度のことと捉えて、自分に適した目的、タイミング、やり方で、メディアとうまく付き合うことを考えてみる。柔軟に、決めつけずに、できれば楽しんで、自分に合った道を拓いていけば、それでいいのではないかと思います。



※インタビューの全内容は日弁連ホームページにて掲載。